

第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画

鹿児島県阿久根市

はじめに

近年、少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育てに関する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援することが重要となってきております。

こうした中、本市においては、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする『阿久根市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔あふれるまち 阿久根」との基本理念を定め、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会を目指して、様々な子育て支援施策を展開してまいりました。

今回、現計画が終了することから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

子どもの誕生は親にとっても、社会にとっても大きな喜びであり、その健やかな成長は全ての人の願いです。

今後、本計画に基づき、ふるさと阿久根を次の世代につなぐため、安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を進めてまいります。また、未来を担う「宝」である子どもの誕生を祝い、その育ちを家庭や社会全体で支え合い応援してまいります。

最後に、本計画を策定するに当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました「阿久根市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

令和2年3月

阿久根市長 西 平 良 将

(目次)

第1章 計画の概要 -----	1
1 計画策定の背景と趣旨 -----	1
2 計画の位置付け -----	3
3 計画の期間 -----	3
4 計画の策定体制 -----	4
第2章 阿久根市の子ども・子育てを取り巻く状況 -----	6
1 統計的な状況 -----	6
2 子育て支援施設等の利用現状 -----	21
3 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果 -----	25
第3章 計画の基本的な考え方 -----	31
1 計画の基本理念 -----	31
2 全体目標 -----	32
3 施策体系 -----	34
第4章 子ども・子育て施策の展開 -----	36
目標1 子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます -----	36
目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます -----	43
目標3 子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくります -----	46
目標4 快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します -----	52
目標5 子育てに関わるつながり・輪をつくります -----	56
第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画） -----	58
1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について -----	58
2 教育・保育の提供区域の設定 -----	60
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 -----	61
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 -----	64
5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策 -----	71
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 -----	71

7	その他推進方策	72
8	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について	74

第6章 計画の推進と進行管理-----**77**

1	計画の推進体制	77
2	計画の進行管理	79

第7章 資料編-----**80**

1	阿久根市子ども・子育て会議条例	80
2	阿久根市子ども・子育て会議委員名簿	81
3	用語集	82

第1章 計画の概要

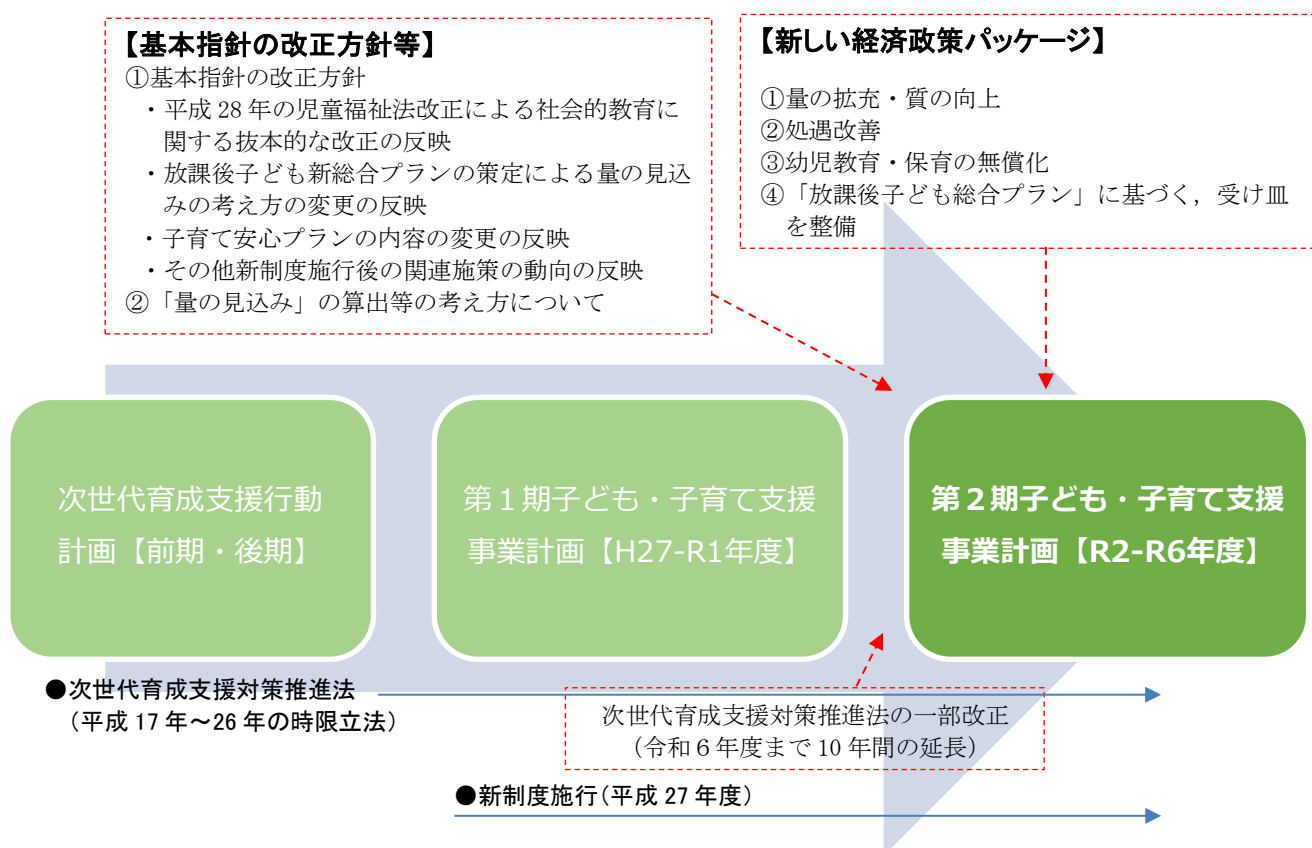
1 計画策定の背景と趣旨

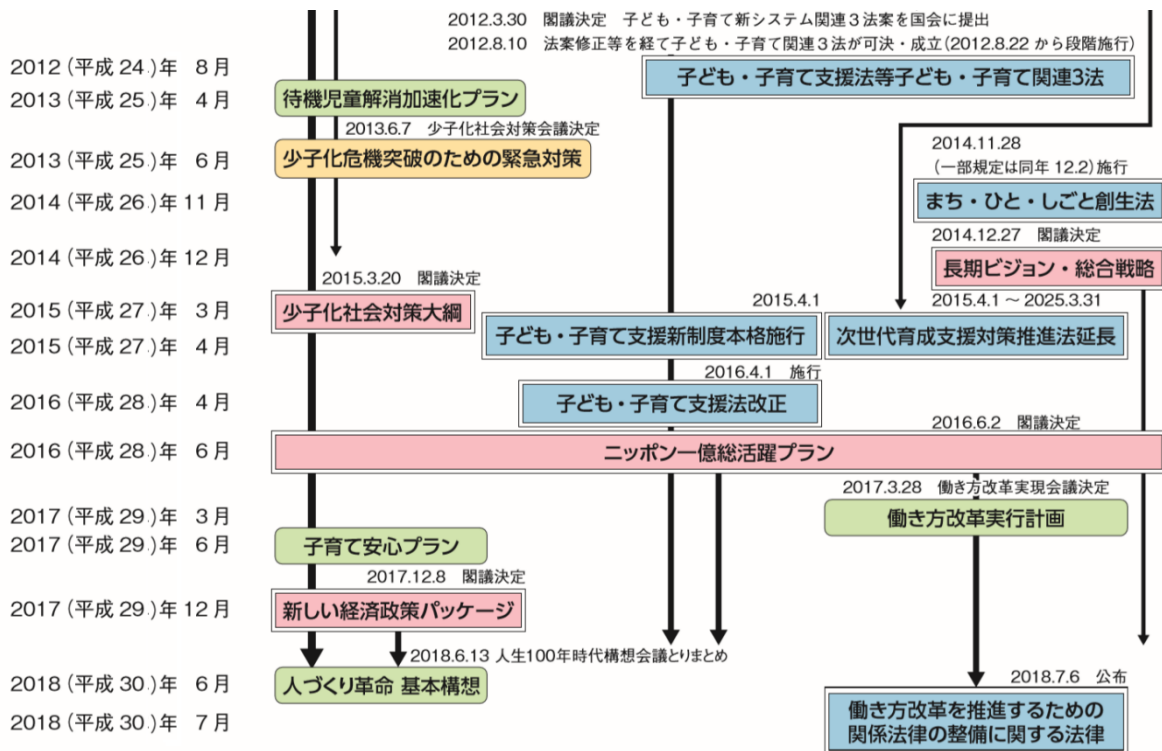
近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本市においても「阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔あふれるまち 阿久根」を基本理念と定め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

子どもの真の健やかな成長を願い、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援などに努めるとともに、働く方のニーズの多様化を目指す「働き方改革」や「幼児教育等の無償化」などの新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることを目的に、「第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。





子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
- 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「阿久根市まちづくりビジョン」及び令和2年度に策定予定である地域福祉計画の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、「母子保健計画」については、第1期子ども・子育て支援事業計画に包含したことから、本計画において引き続き一体的となって作成し、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法（抄）>

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度として令和6年度までの5年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度には、阿久根市を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
阿久根市 次世代育成支援対策行動計画					阿久根市 子ども・子育て支援事業計画					第2期阿久根市 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施期間

平成 31 年 2 月に実施

③調査対象

調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の 2 種類の調査を一体的に実施し、「就学前児童調査」は阿久根市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者を対象、「就学児童調査」は阿久根市在住の就学児童(小学1～3年生)の保護者を対象として調査を行いました。

④調査方法

「就学前児童調査」は、保育所・認定こども園を通しての配布回収及び一部郵送による配布回収、「就学児童調査」は、小学校を通しての配布回収により調査を行いました。

⑤調査数及び回収状況

区 分	就学前児童	就学児童
配布数	894件	438件
回収数	618件	313件
回収率	69.1%	71.5%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計 2 回の審議を行い、計画を策定しました。

第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➢ 子ども・子育て支援事業計画の概要➢ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて➢ 計画骨子について 等
第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➢ 計画素案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、市民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

第2章 阿久根市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成27年10月1日現在、21,198人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、2,278人で総人口の10.8%となっています。

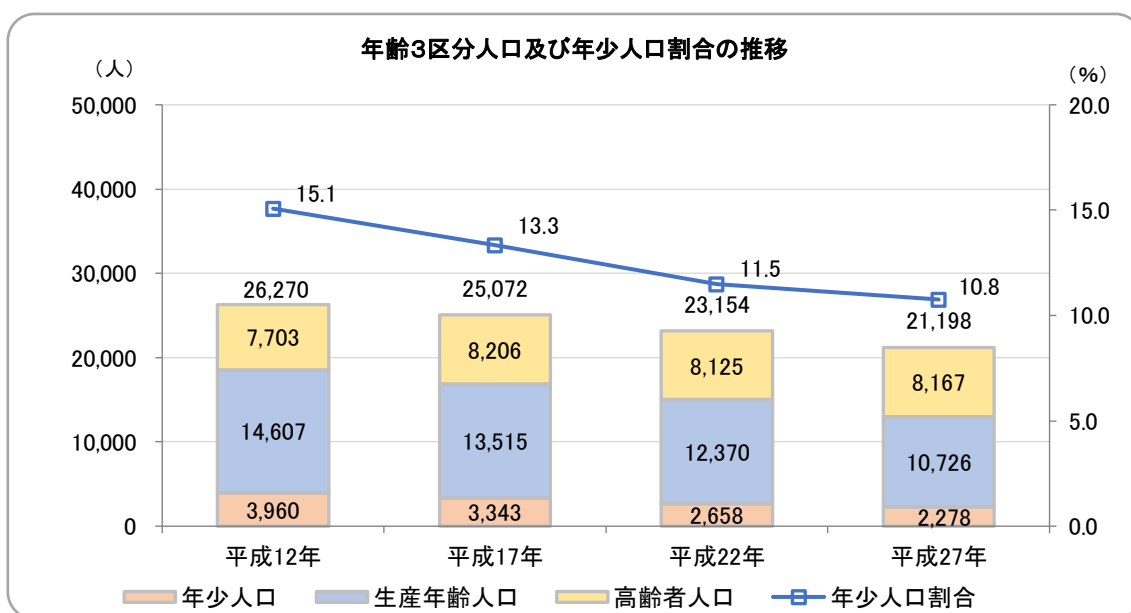
また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、10,726人で50.7%、65歳以上の高齢者人口は8,167人で38.6%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年までの15年間で4ポイント以上減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は9ポイント以上増加しており、少子高齢化が進行しています。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	26,270	25,072	23,154	21,198
15歳未満	3,960	3,343	2,658	2,278
	15.1%	13.3%	11.5%	10.8%
15~64歳	14,607	13,515	12,370	10,726
	55.6%	53.9%	53.4%	50.7%
65歳以上	7,703	8,206	8,125	8,167
	29.3%	32.7%	35.1%	38.6%

※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(資料：国勢調査)



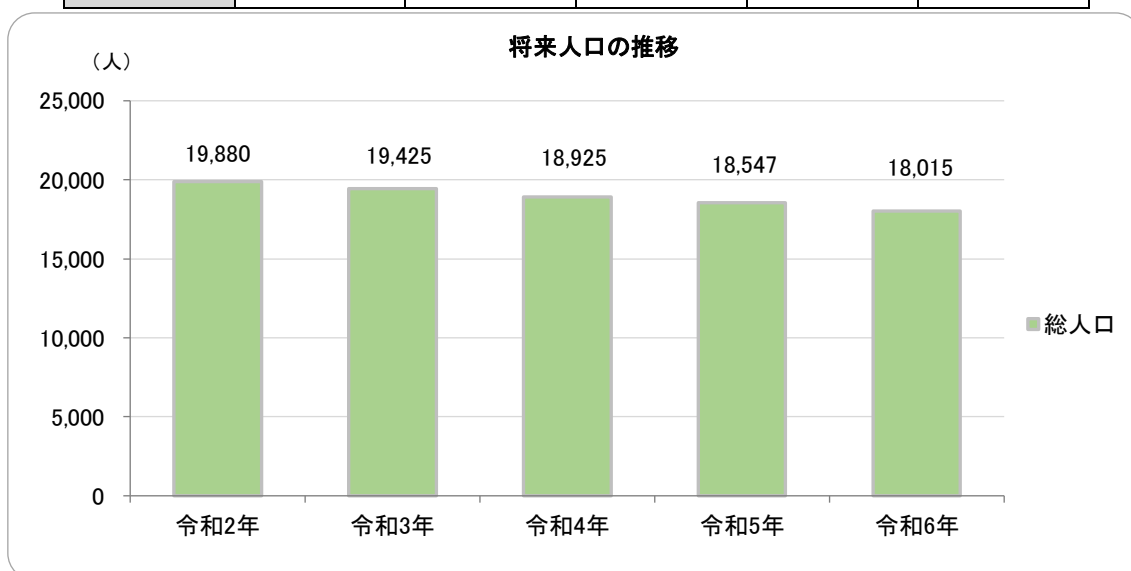
(2) 将来人口の推計

本市の総人口は、令和6年には18,015人と推計され緩やかな減少傾向となっています。

乳幼児の人口についても、令和2年の741人から、計画の最終年度に当たる令和6年には638人となり、103人の減少と推計されます。

将来人口の推移

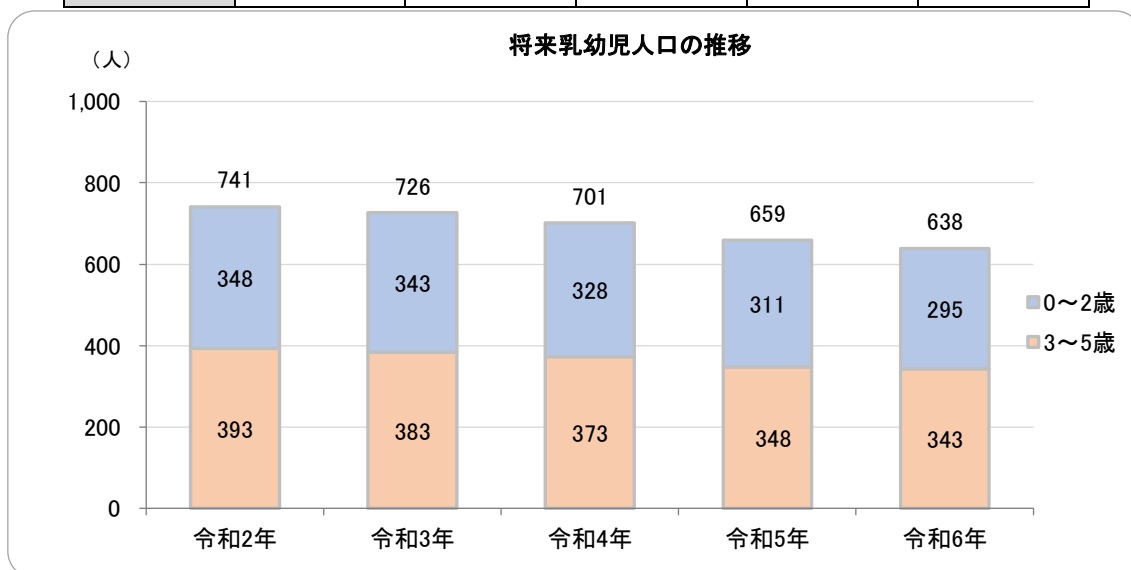
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	19,880	19,425	18,925	18,547	18,015



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

将来乳幼児人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3～5歳	393	383	373	348	343
0～2歳	348	343	328	311	295
合計	741	726	701	659	638



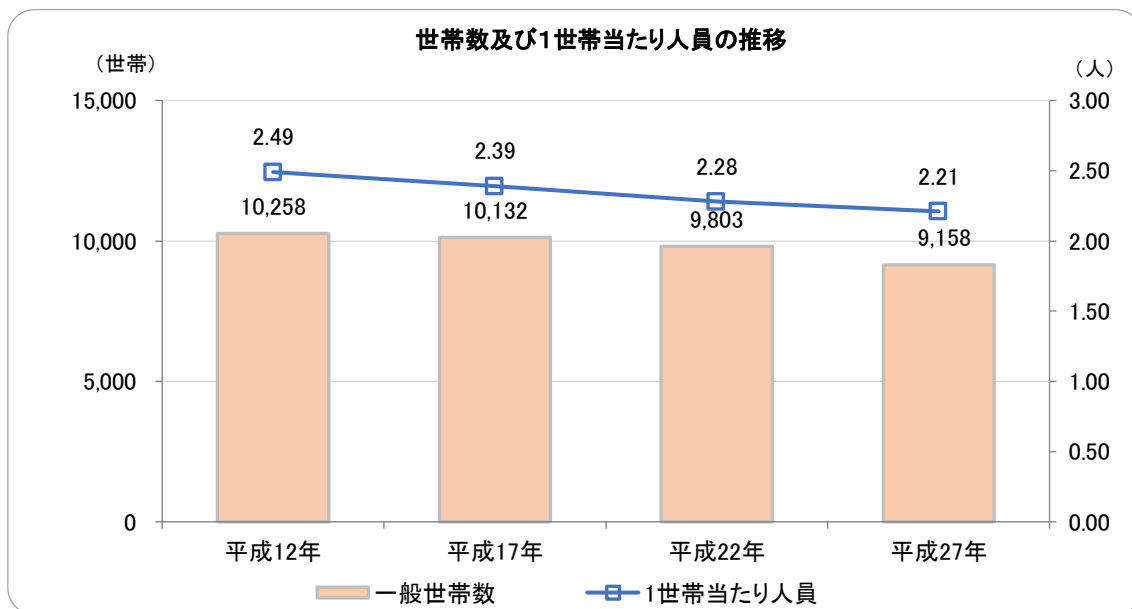
※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

(3) 世帯の状況

① 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成27年では9,158世帯で平成12年から1,100世帯の減少となっています。

また、1世帯当たり人員は平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.21人で核家族化が進行していることがうかがえます。



(資料：国勢調査)

② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では9,158世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、単独世帯は増加傾向にあります。また、母子家庭は増加傾向にありましたが、平成27年には163世帯と平成22年と比較して39世帯の減少となり、父子家庭は増加傾向にあります。

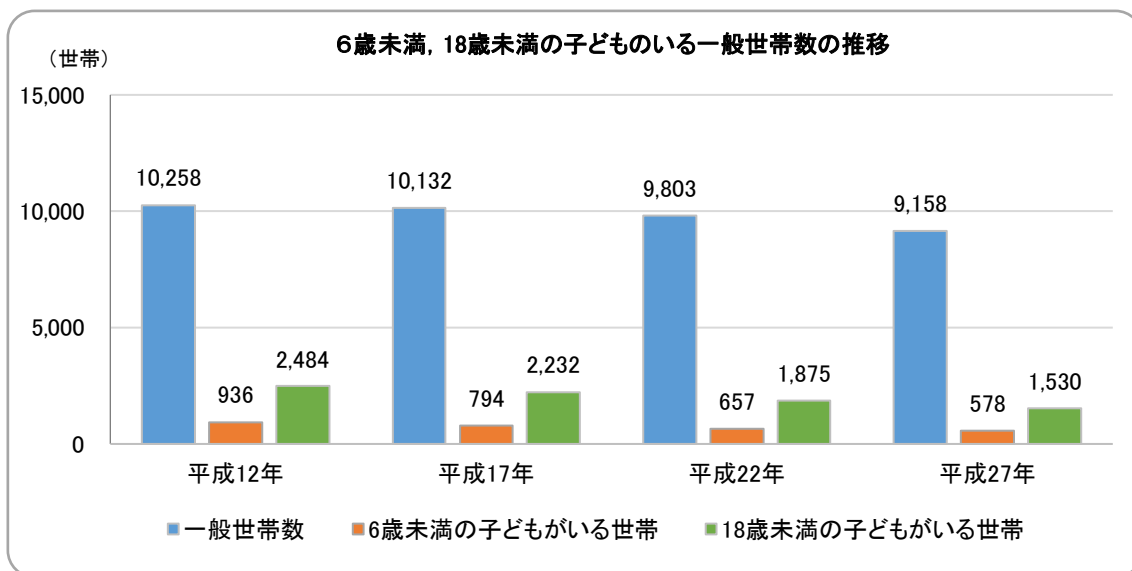
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	10,258	10,132	9,803	9,158
A 親族世帯	7,465	7,198	6,760	6,142
I 核家族世帯	6,371	6,206	6,018	5,528
(1) 夫婦のみ	2,793	2,754	2,706	2,518
(2) 夫婦と子ども	2,804	2,532	2,353	2,065
(3) 男親と子ども	115	124	135	144
(4) 女親と子ども	659	796	824	801
II その他の親族世帯	1,094	992	742	614
B 非親族世帯	16	19	50	38
C 単独世帯	2,777	2,915	2,993	2,973
父子世帯(再掲)	23	23	19	26
母子世帯(再掲)	140	187	202	163

(資料：国勢調査)

※家族類型「不詳」も含まれます。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では578世帯で平成12年から358世帯の減少となっています。18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では1,530世帯で平成12年から954世帯の減少となっています。

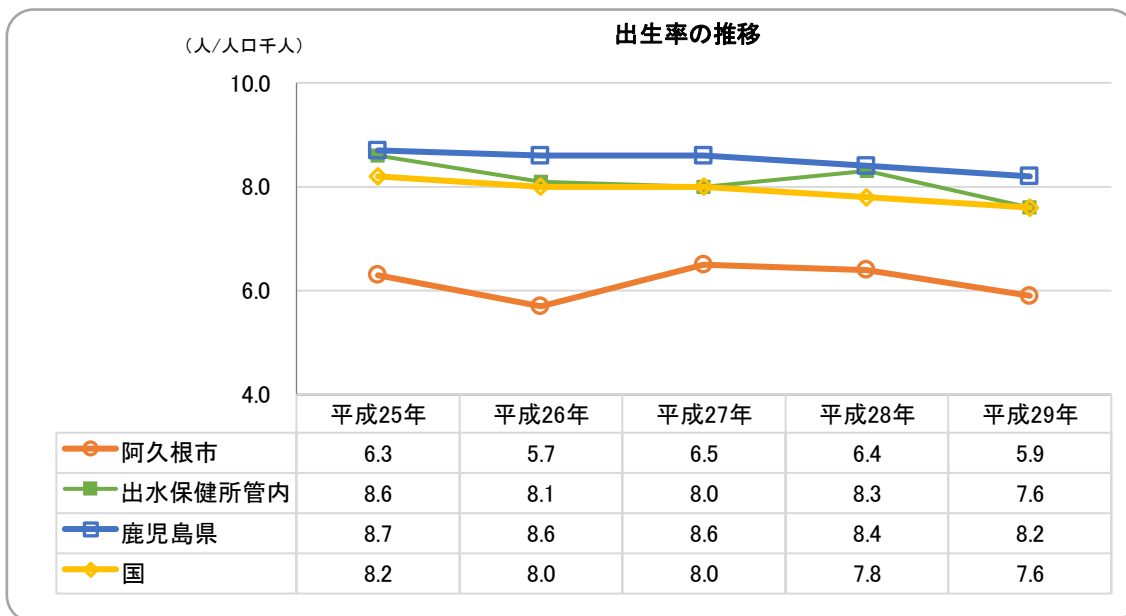


(資料：国勢調査)

(4) 出生の動向

① 出生率の推移

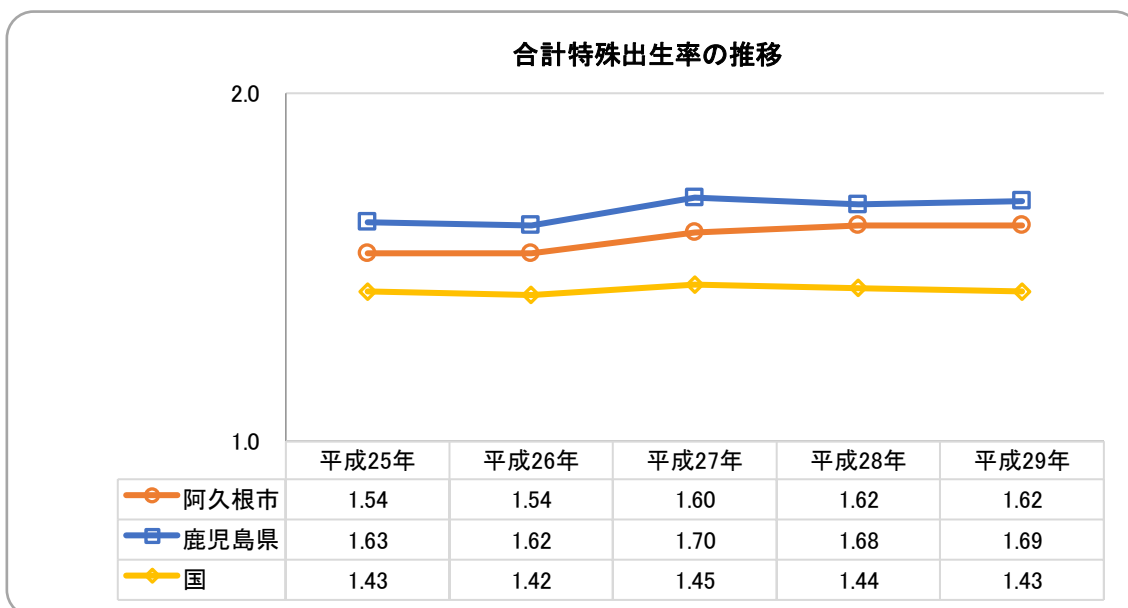
出生率は、平成29年で5.9と減少傾向にあり、出水保健所管内、鹿児島県、国と比較して低い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

② 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率については、平成29年で1.62となっており、鹿児島県と比較して低い割合で推移しています。

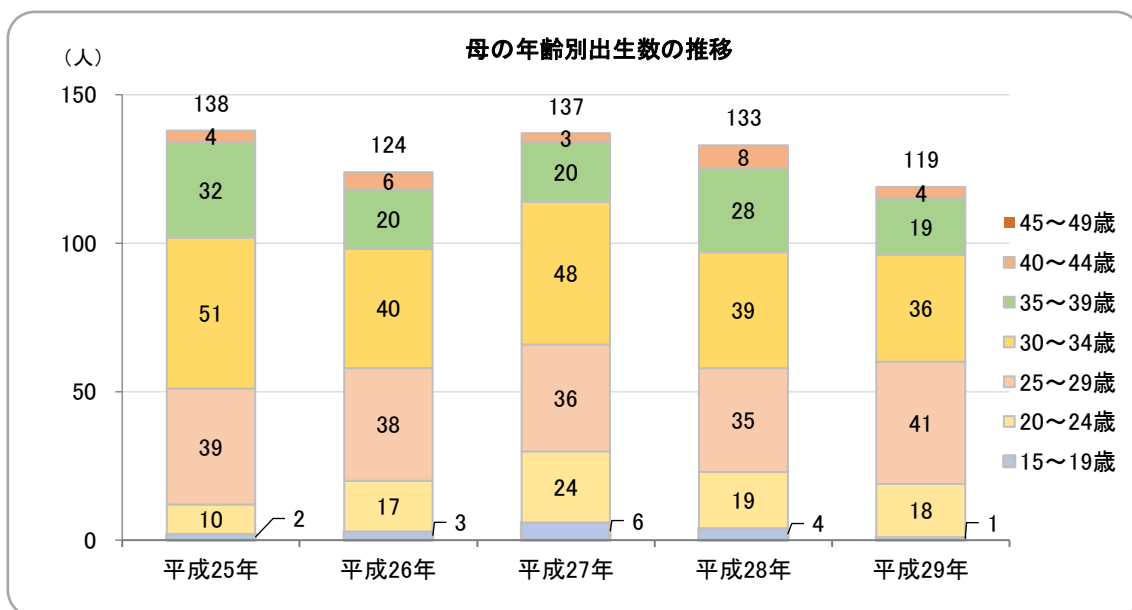


(資料：住民基本台帳 総務省人口統計)

※市の値は各年度の出生数を年度末の対象年齢の人口で除して算出
 県の値は翌々年度公表

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成25年では30～34歳の出生数が51人、35～39歳の出生数が32人でしたが、平成29年ではともに10人以上減少しています。

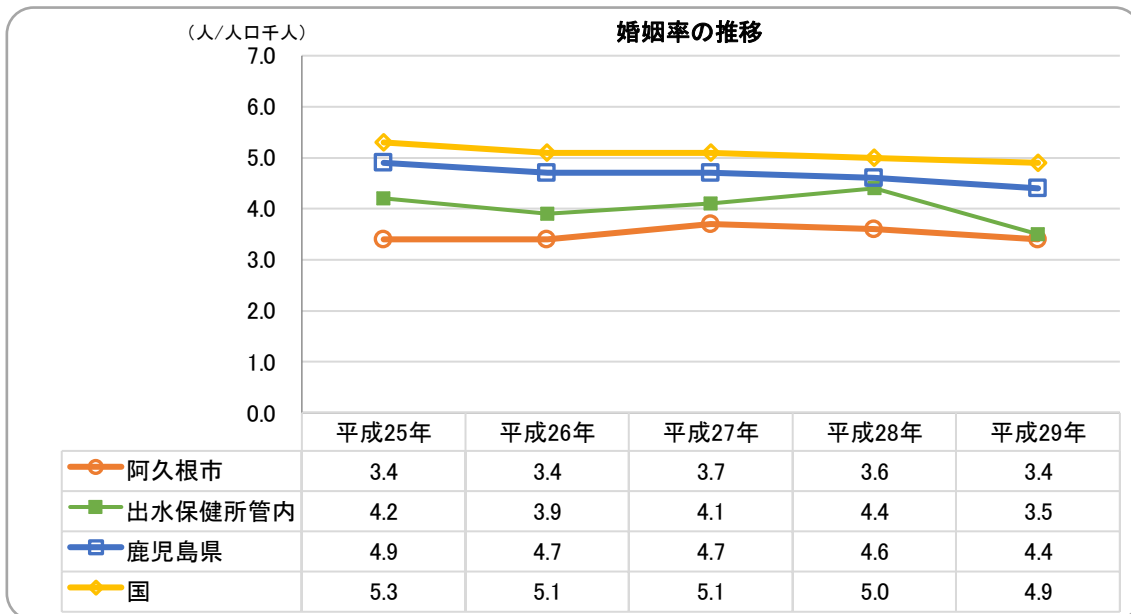


(資料：人口動態統計)

(5) 婚姻等の状況

① 婚姻率の推移

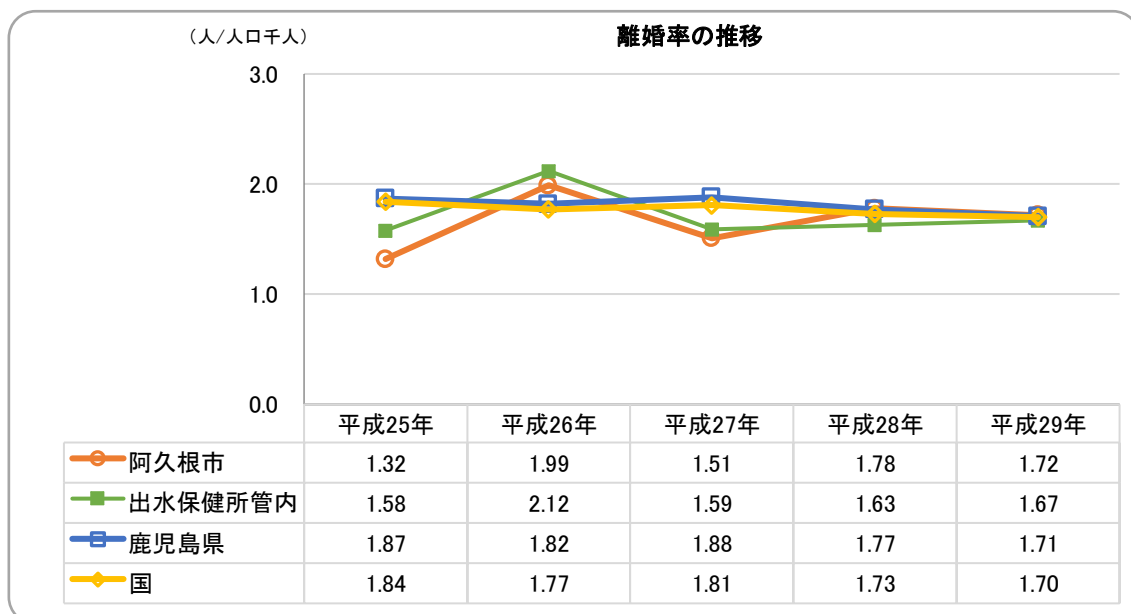
婚姻率は、平成29年で3.4と横ばいで、出水保健所管内、鹿児島県、国と比較して低い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

② 離婚率の推移

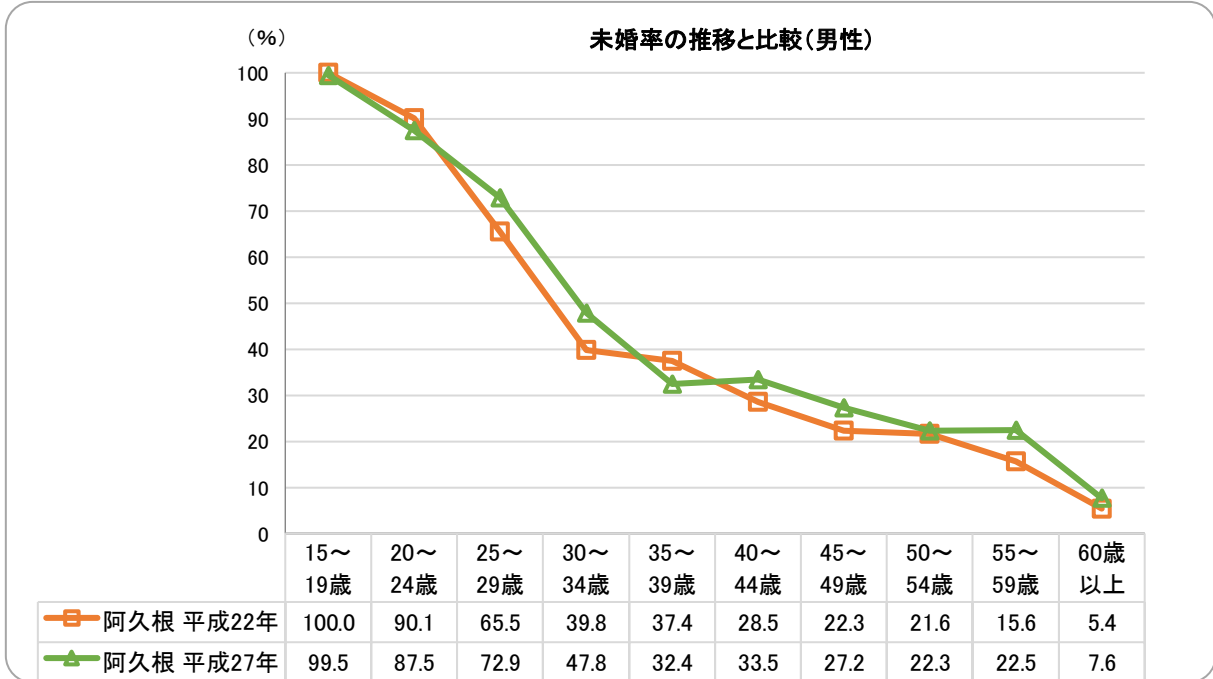
離婚率は、平成29年で1.72となり出水保健所管内、鹿児島県、国と比較して同程度となっています。



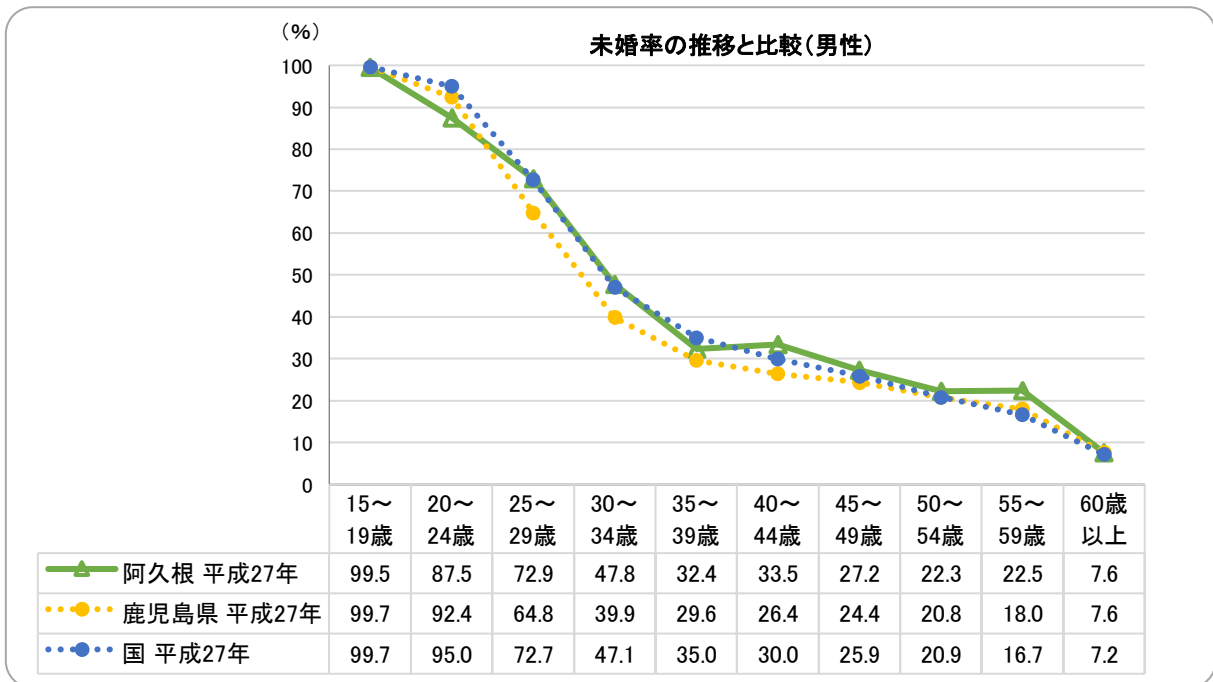
(資料：人口動態統計)

③未婚率の推移と比較

平成 27 年の男性の未婚率は、25～34 歳では鹿児島県、国を上回り、特に、鹿児島県より 7 ポイント以上高くなっています。平成 22 年と比較すると、25～39 歳では 5 ポイント以上増加し、晩婚化が進行していることがうかがえます。

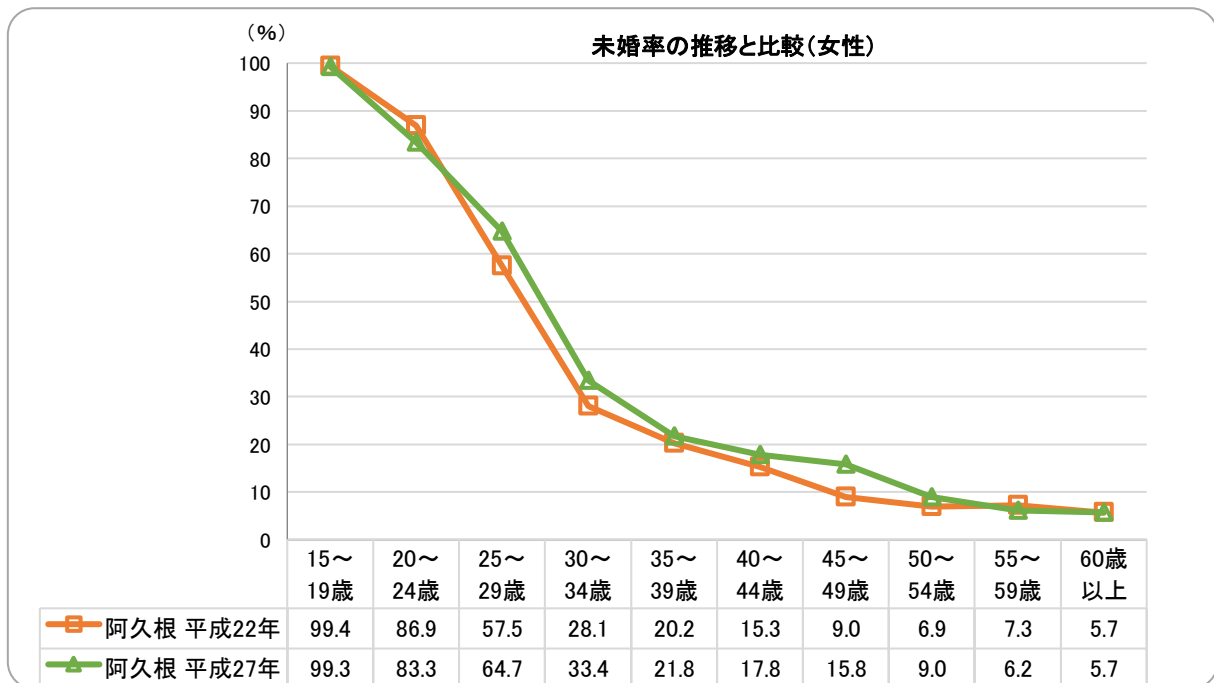


(資料：国勢調査)

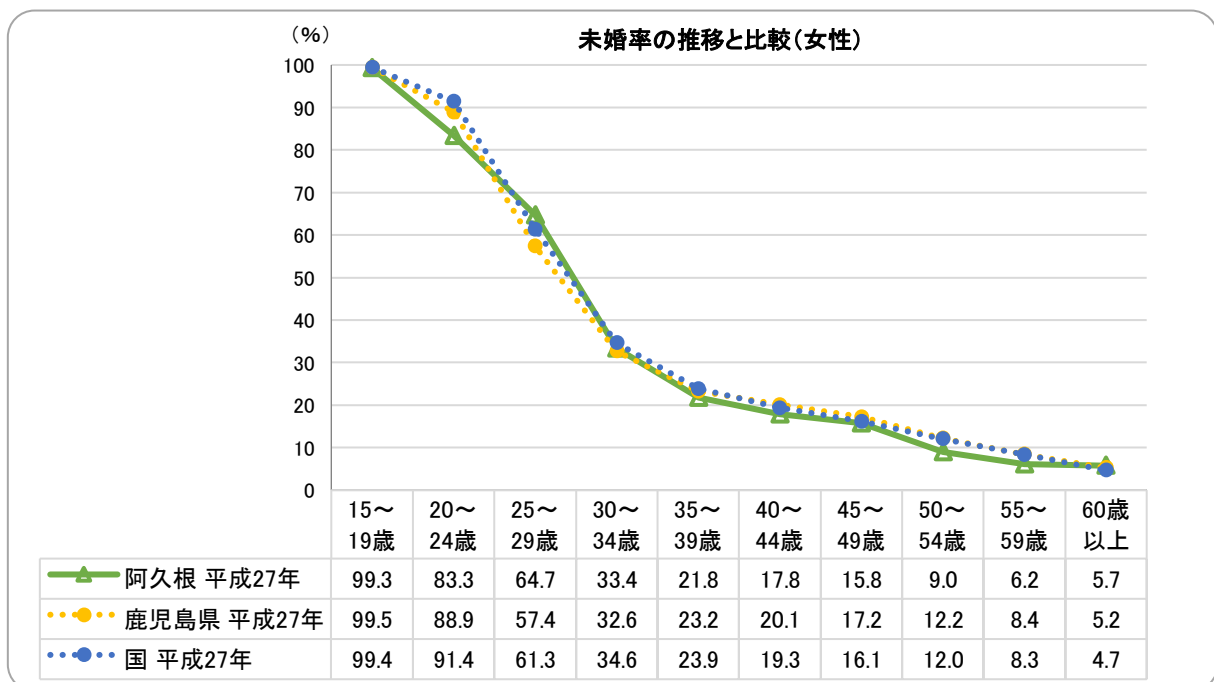


(資料：国勢調査)

平成27年の女性の未婚率は、25～29歳では鹿児島県、国を上回っていますが、35歳以上では鹿児島県、国より下回っています。平成22年と比較すると25～34歳では5ポイント以上増加し、男性同様晩婚化が進行していることがうかがえます。



(資料：国勢調査)

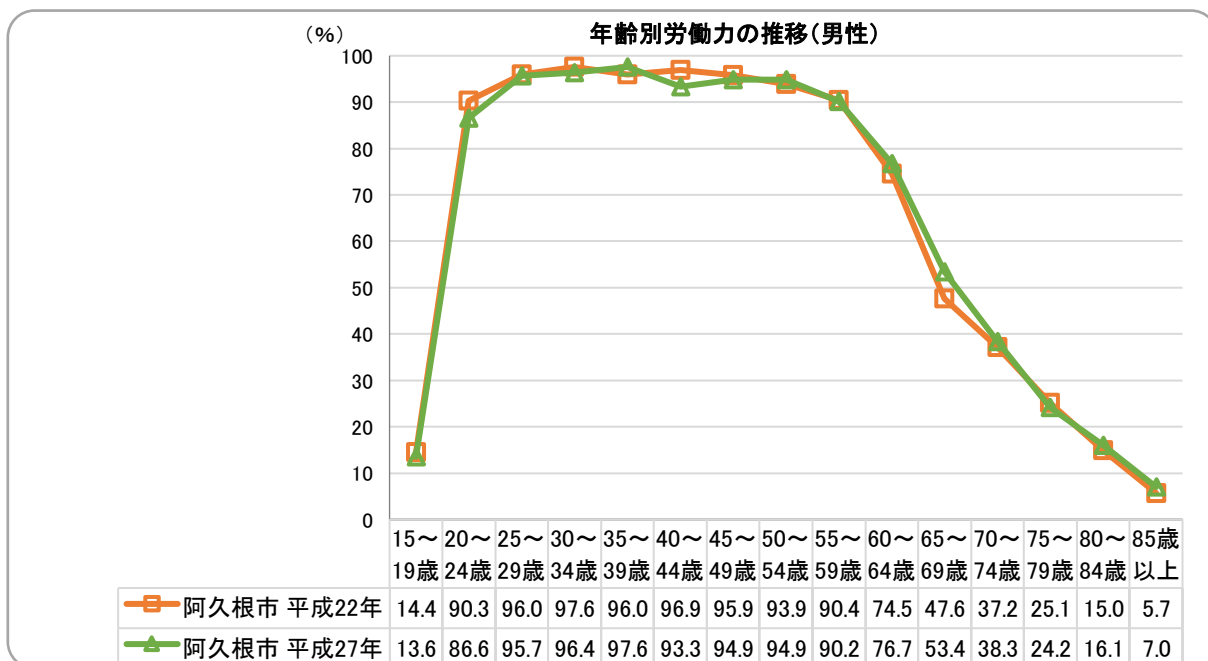


(資料：国勢調査)

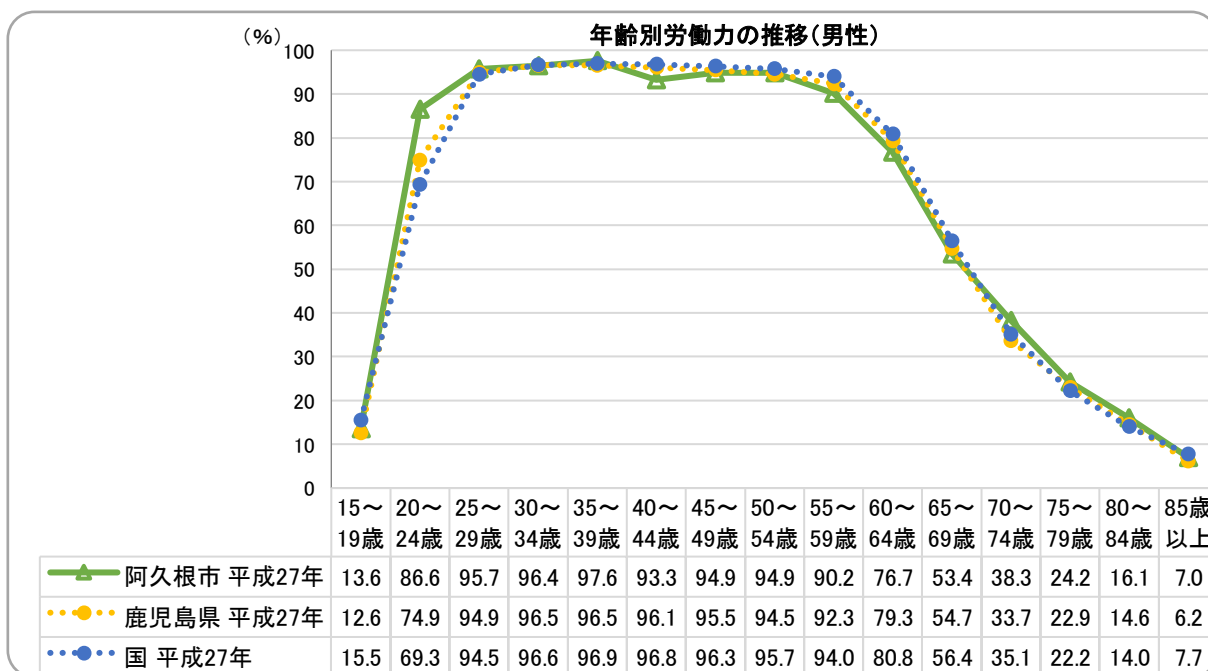
(6) 労働の状況

① 年齢別労働力率の推移

平成27年の男性の年齢別労働力は、20～29歳、70歳以上では鹿児島県、国より上回っています。平成22年と比較すると、20～24歳、40～44歳で3ポイント以上減少しています。



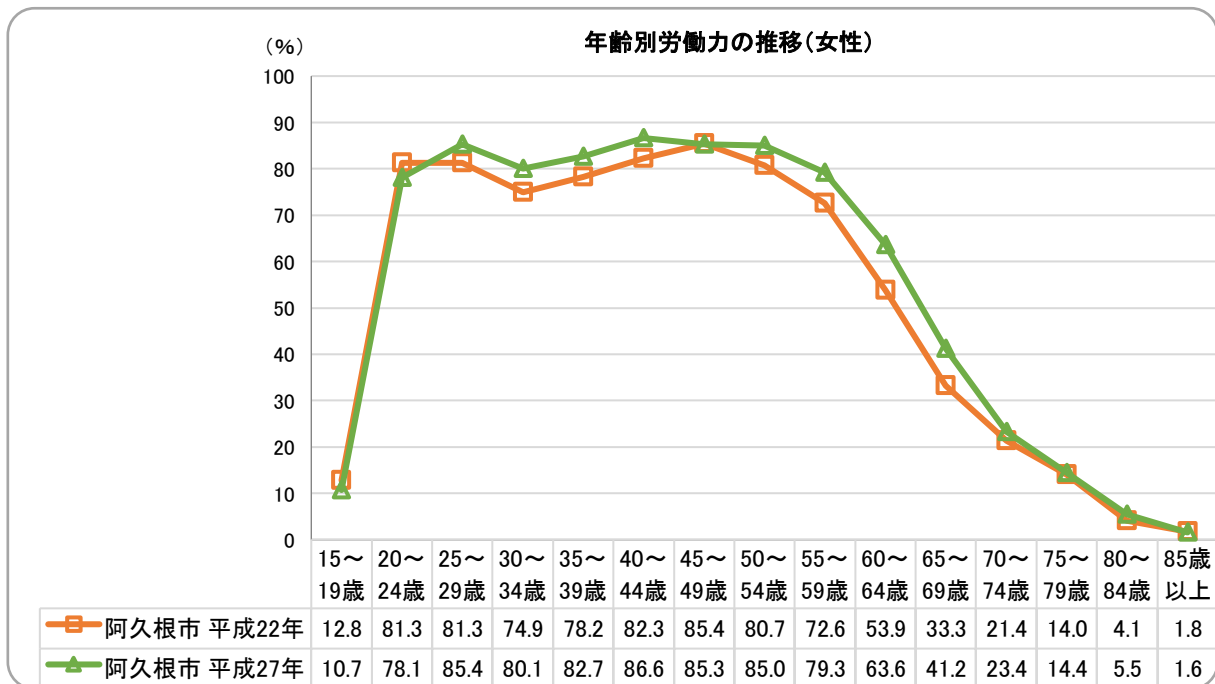
(資料：国勢調査)



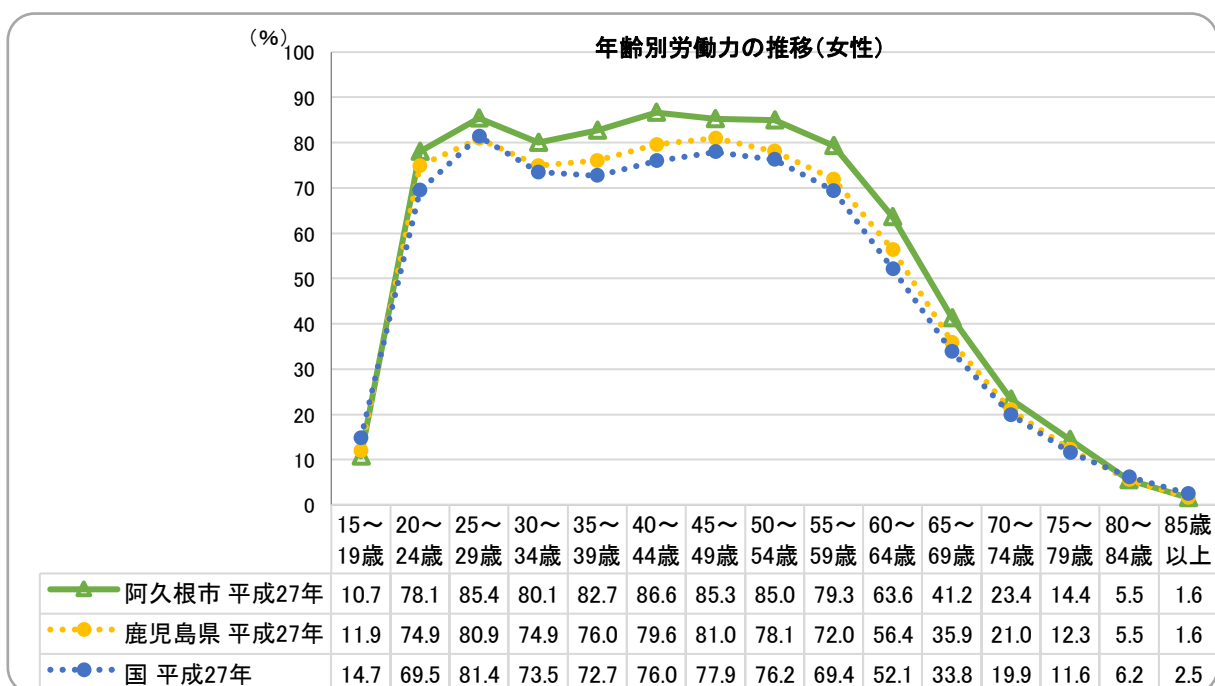
(資料：国勢調査)

平成27年の女性の年齢別労働力は、20～79歳では鹿児島県、国より上回っています。特に、35～44歳では6ポイント以上高くなっています。

平成27年の女性の年齢別労働力は、「25～29歳」（85.4%）と「40～44歳」（86.6%）を左右のピークとして「30～34歳」を底とするM字カーブとなり、平成22年と比較すると上昇しています。



(資料：国勢調査)

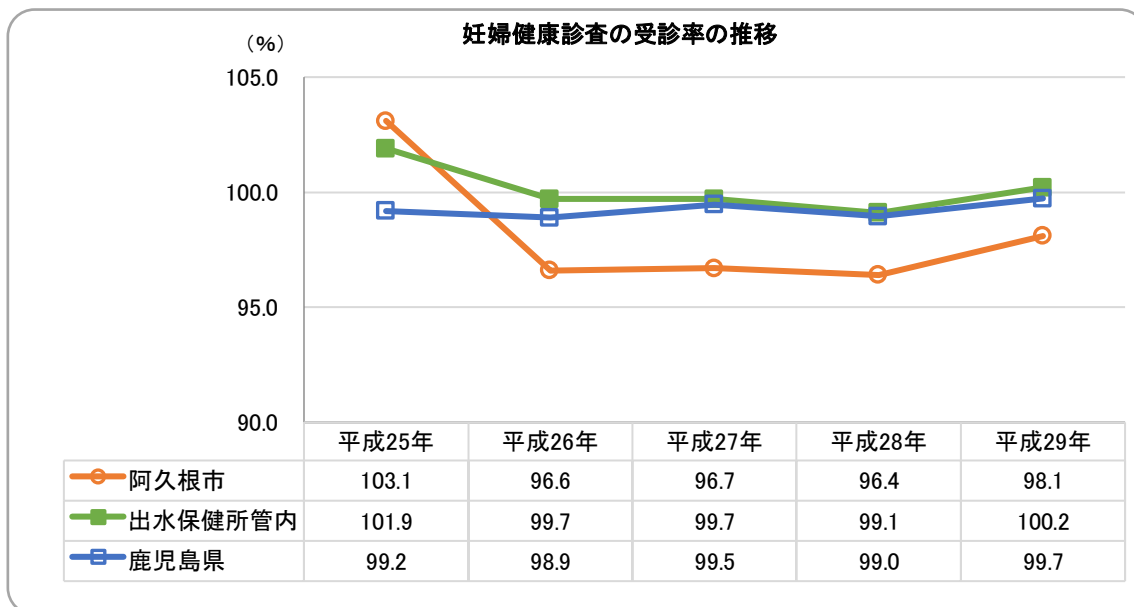


(資料：国勢調査)

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率

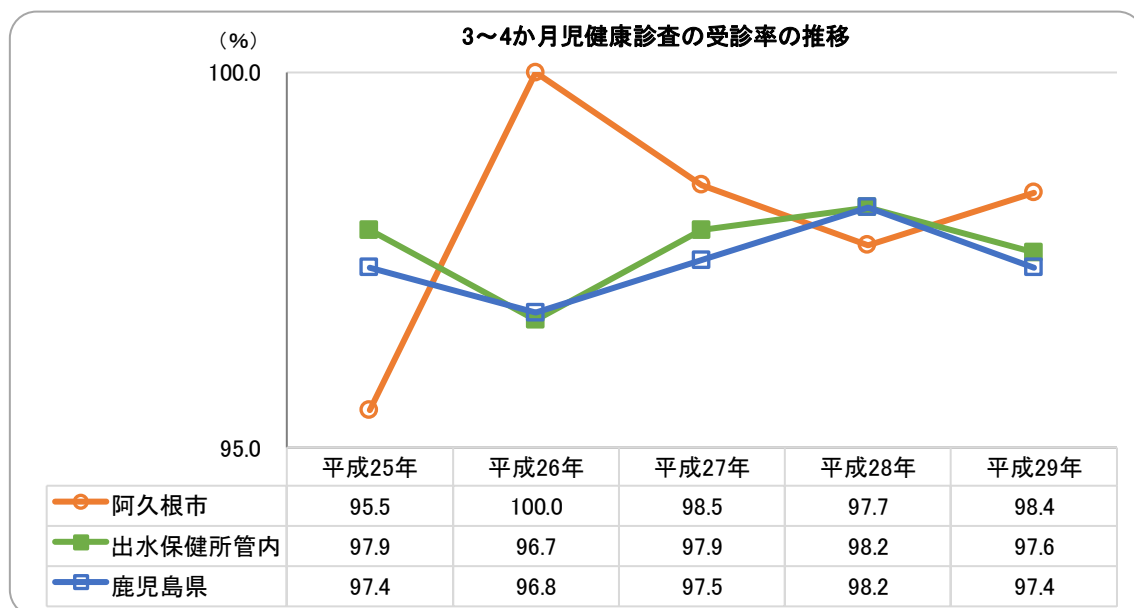
妊婦健康診査の受診率は、いずれの年もほぼ全数受診しており、出水保健所管内、鹿児島県と比較しても同程度で推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

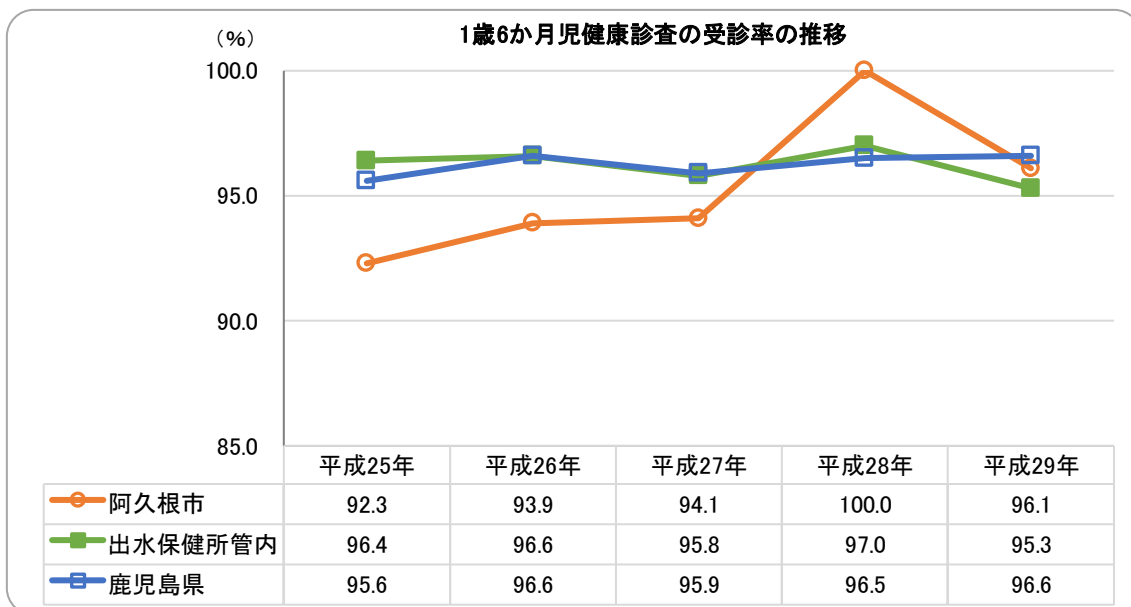
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成26年は100.0%となり、いずれの年も95%以上となっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

③ 1歳6か月児健康診査受診率

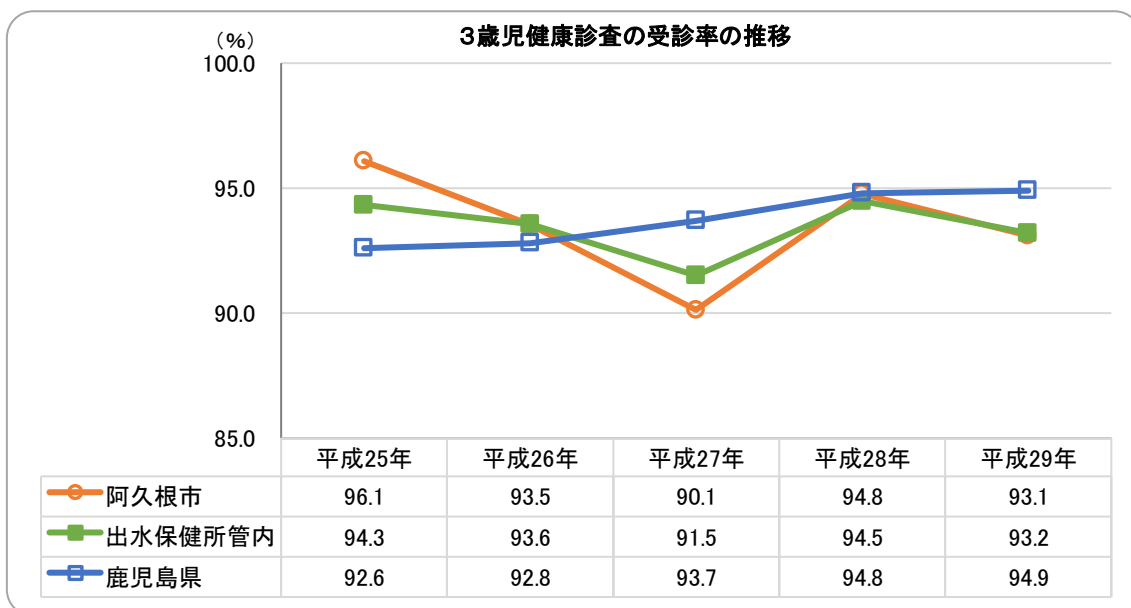
1歳6か月児健康診査受診率は、平成28年は100.0%となり、いずれの年も90%以上となっています。平成27年以前は出水保健所管内、鹿児島県より低く推移していましたが、平成29年では同程度となっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

④ 3歳児健康診査受診率

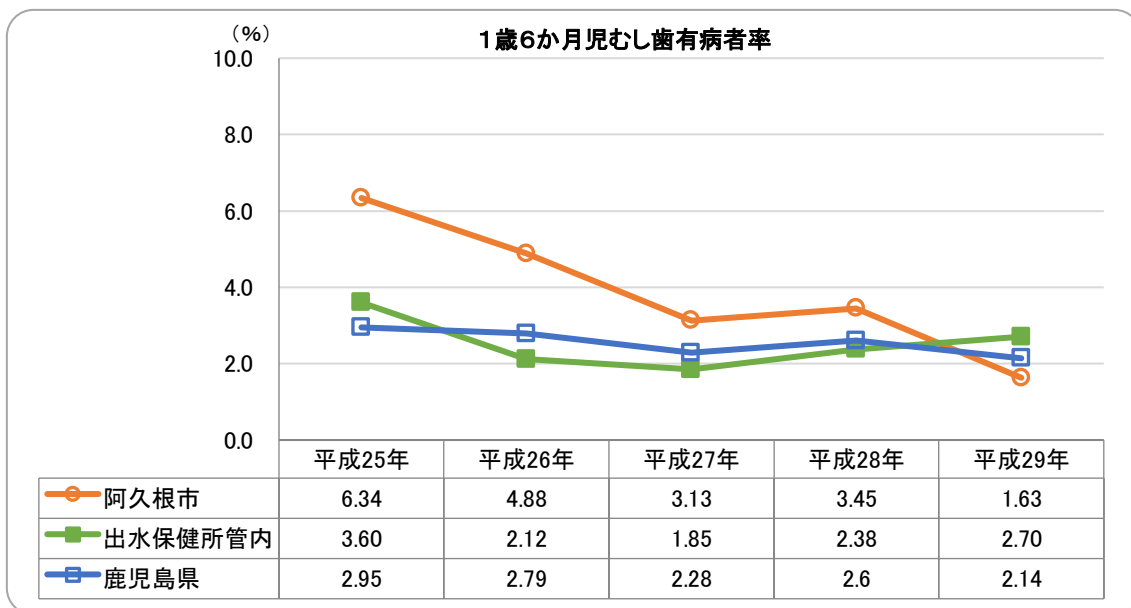
3歳児健康診査受診率は、平成27年に90.1%と減少しましたが、いずれの年も90%以上となっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率

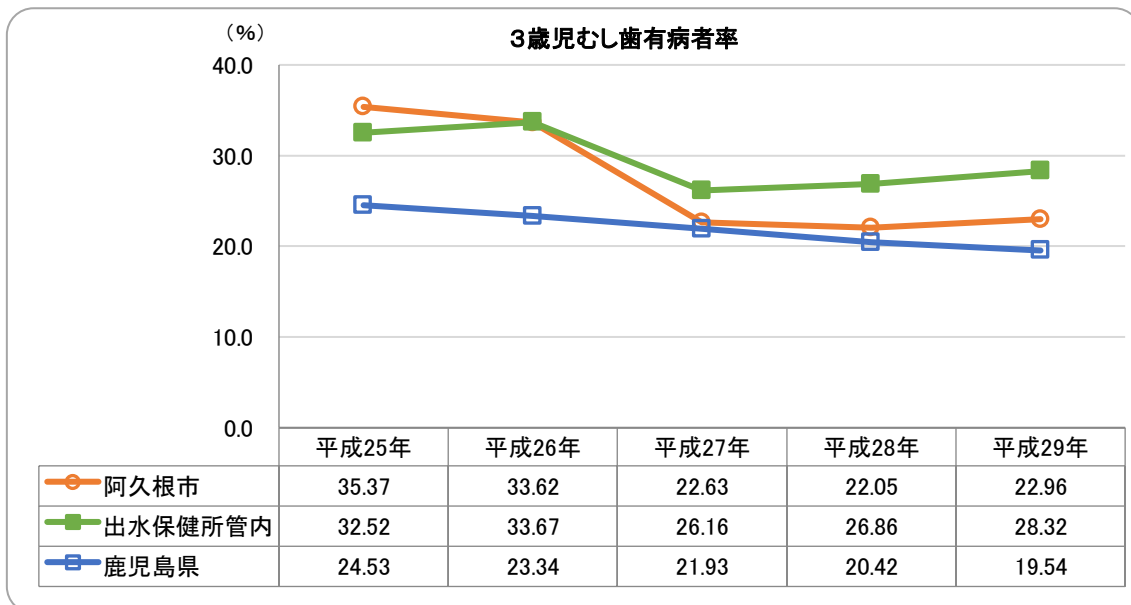
むし歯有病者率については、平成25年では6.34%でしたが、平成29年では1.63%と減少傾向にあり出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑥ 3歳児むし歯有病者率

むし歯有病者率については、平成25年で35.37%と出水保健所管内、鹿児島県より高くなっており、平成29年においても鹿児島県より高いですが、平成25年度と比べると10ポイント以上低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑦阿久根市の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、平成 26 年度以降予防接種の受診率が高くなっています。特に日本脳炎の第 1 期追加の接種率が高くなっています。

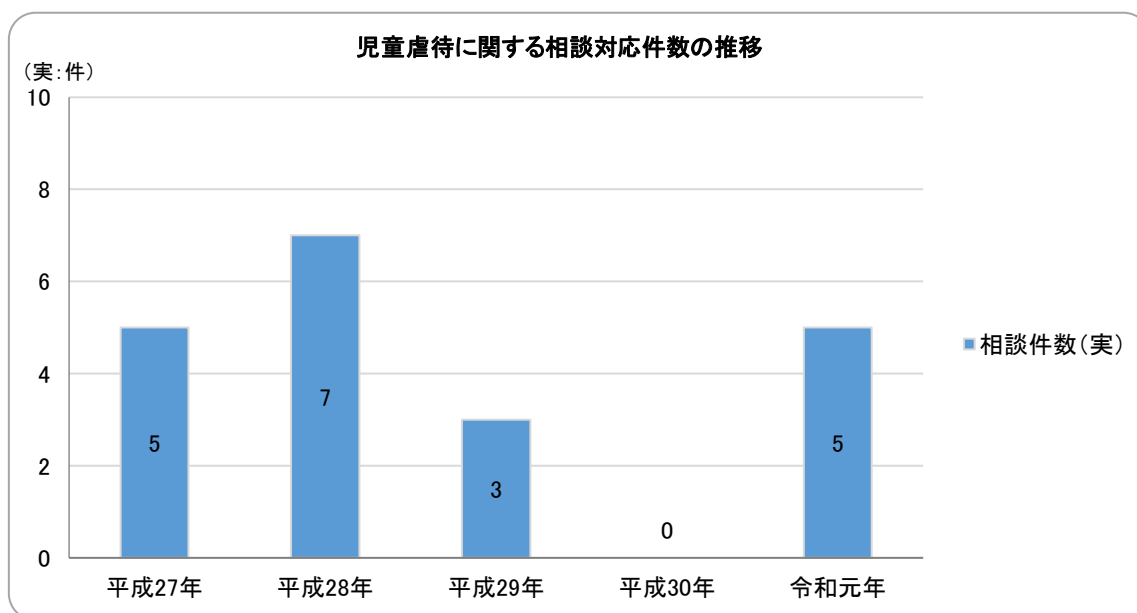
年次	BCG	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
		初回	追加	1 期	2 期	第 1 期 初回	第 1 期 追加	第 2 期
平成 25 年度	73.8	82.7	11.3	76.2	95.0	73.9	62.0	39.4
平成 26 年度	111.2	91.1	62.5	96.2	97.4	91.2	126.9	63.1
平成 27 年度	109.5	104.7	97.8	97.1	92.0	84.2	125.9	56.0
平成 28 年度	91.7	94.2	105.9	99.3	93.3	104.2	120.3	96.2
平成 29 年度	100.8	110.2	112.3	72.7	92.1	91.8	96.6	98.7

(資料：鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は 100%を超える場合があります。

(8) 児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、平成 30 年は 0 件となっていますが、いずれの年も 10 件以内となっています。

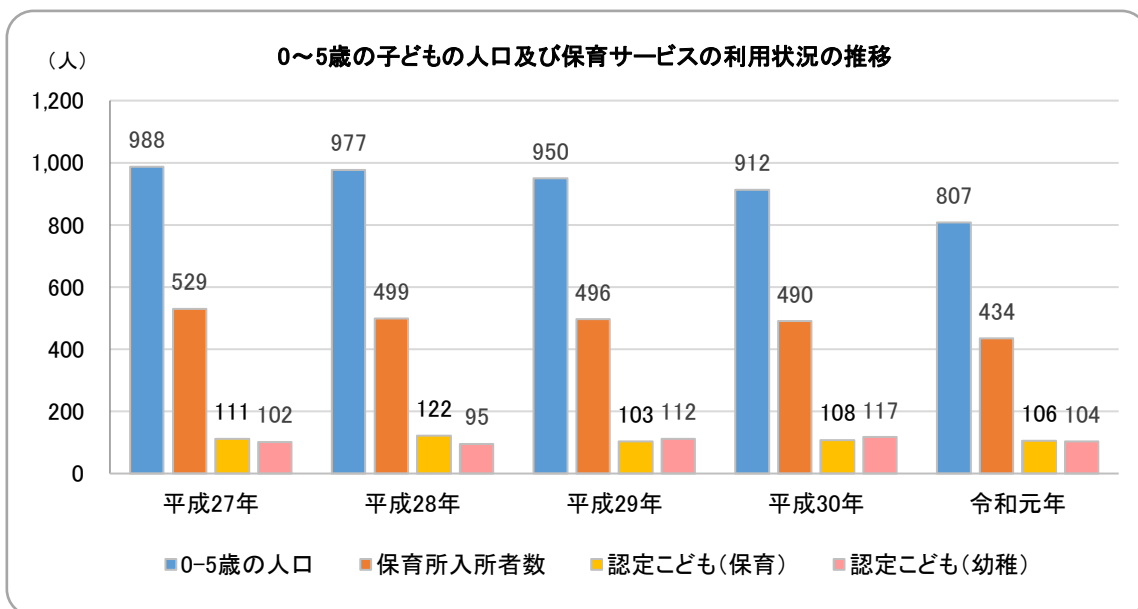


(資料：福祉課 平成 27 年～平成 30 年：3 月 1 日現在、令和元年：7 月 1 日現在)

2 子育て支援施設等の利用現状

(1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

0～5歳の子どもの人口は減少傾向にあります。保育所入所者数は減少傾向にある一方、認定こども園（保育）、認定こども園（幼稚）は横ばいとなっています。

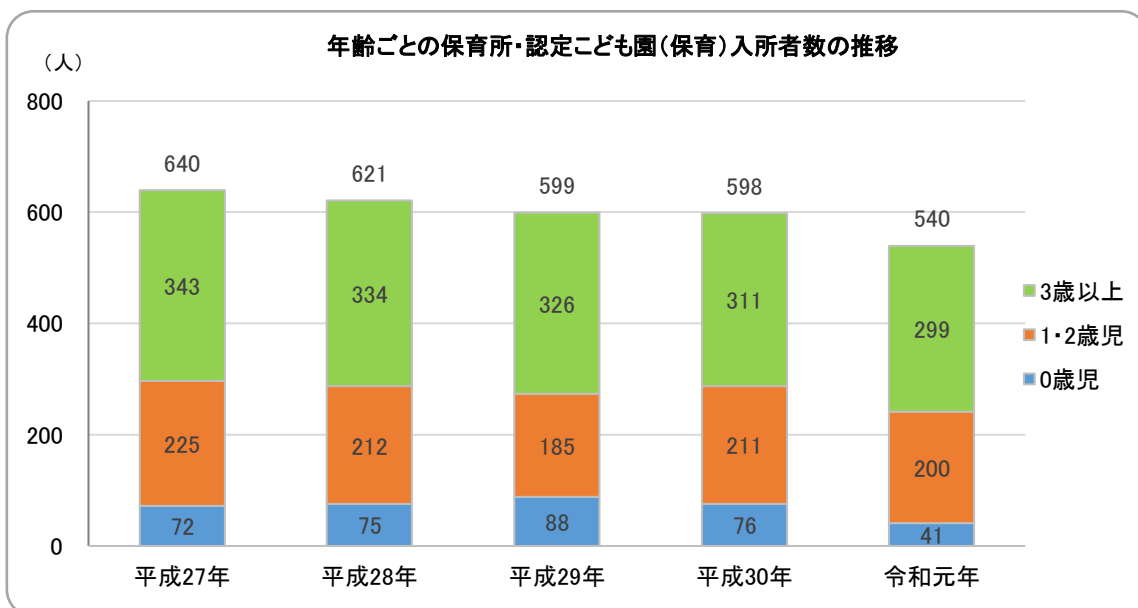


(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在、令和元年：7月1日現在)

(2) 年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数の推移

年齢ごとの保育所・認定こども園（保育）入所者数は、減少傾向にあります。

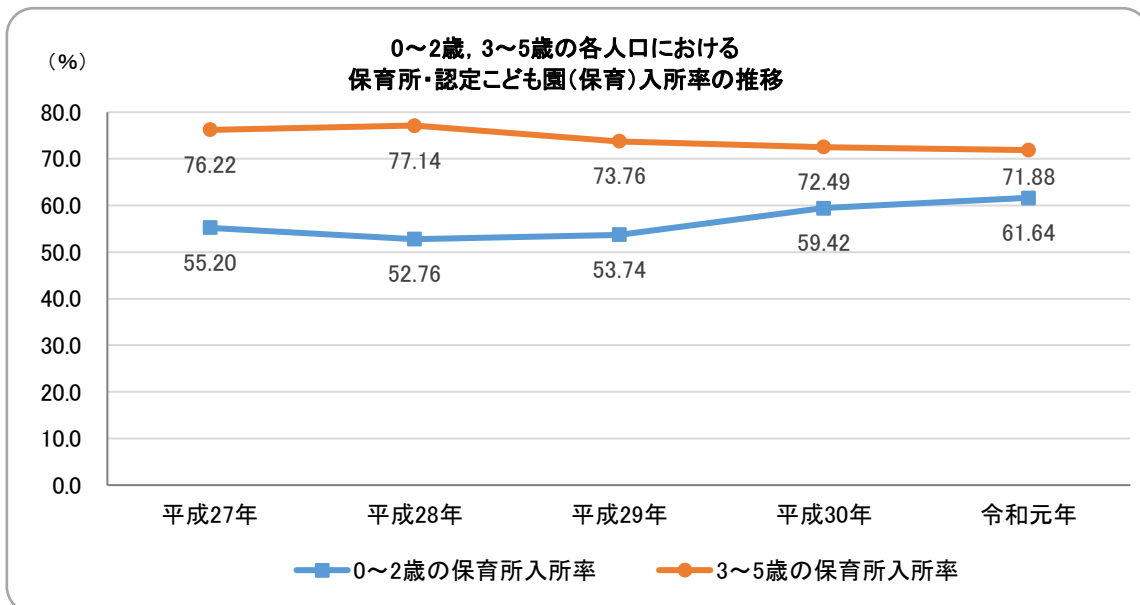
3歳以上の入所者数はいずれの年も全体の半数以上を占めていますが、平成27年で343人、令和元年で299人となり、44人減少しています。また、0歳児も平成27年で72人、令和元年で41人となり、31人減少しています。



(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在、令和元年：7月1日現在)

(3) 0～2歳, 3～5歳の各人口における保育所・認定こども園(保育)入所率の推移

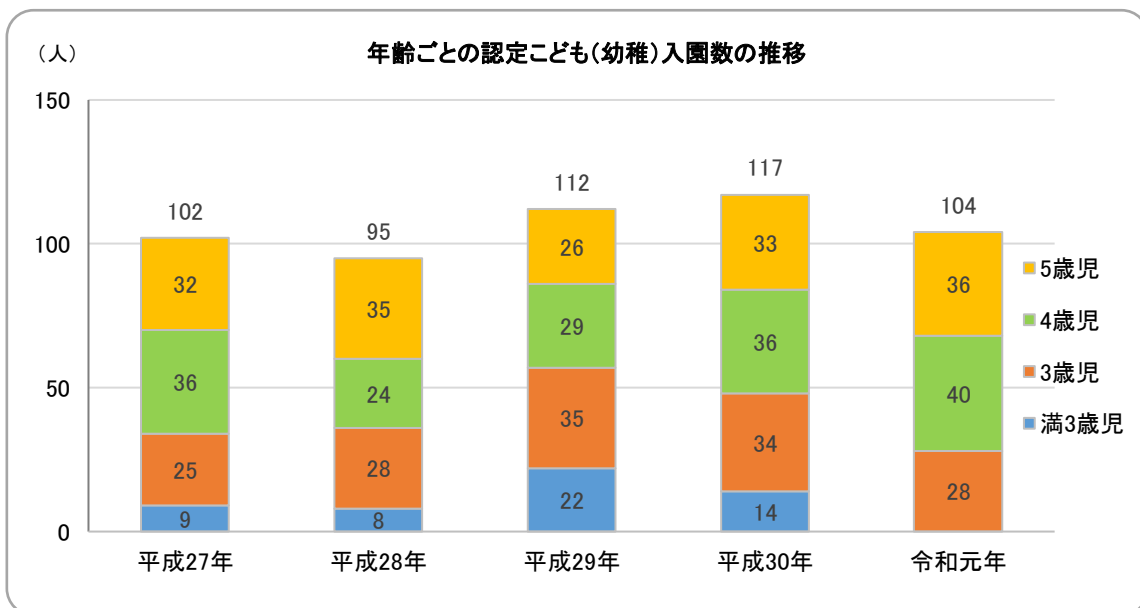
保育所・認定こども園(保育)入所率は、0～2歳は増加傾向にある一方、3～5歳は減少傾向にあります。令和元年ではいずれも60%を超えています。



(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在, 令和元年：7月1日現在)

(4) 年齢ごとの認定こども園(幼稚)入園数の推移

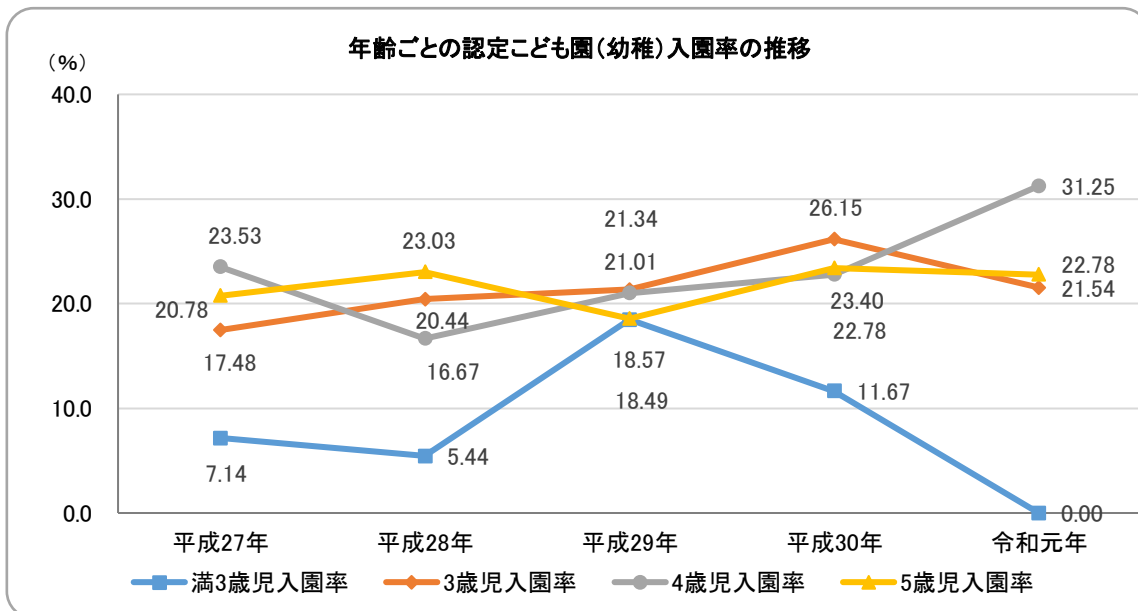
年齢ごとの認定こども園(幼稚)入園数は、いずれの年も100人前後となっています。また、平成29年には満3歳児が22人と多くなっています。



(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在, 令和元年：7月1日現在)

(5) 年齢ごとの認定こども園（幼稚）入園率の推移

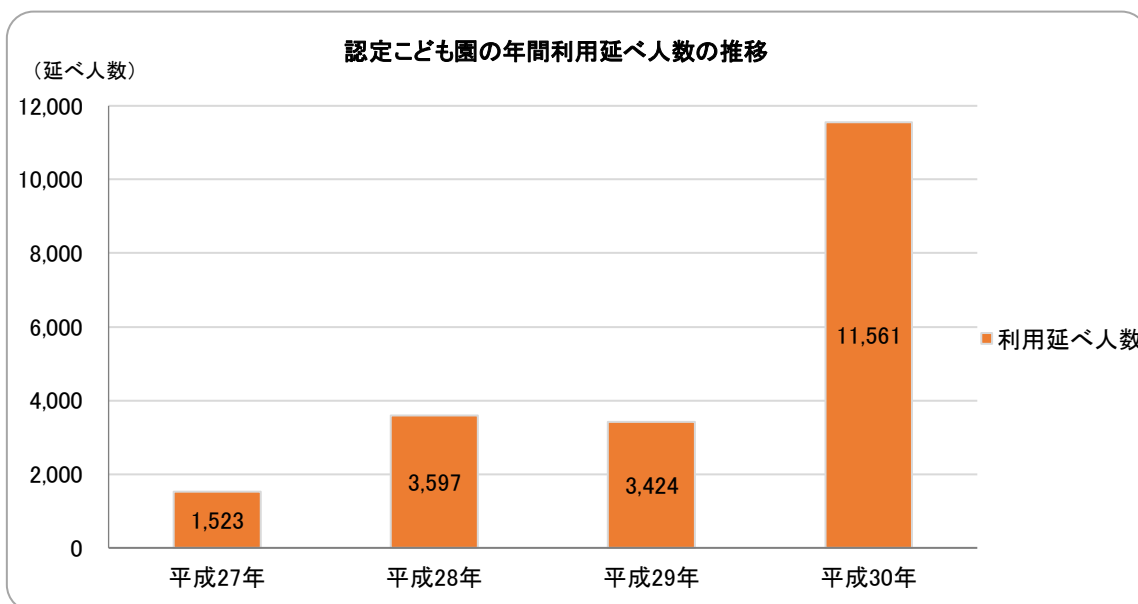
認定こども園（幼稚）入園率は、増加傾向にあり、令和元年は4歳児の入園率が高くなっています。また、平成29年は満3歳児の入園率が18.49と高くなっています。



(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在、令和元年：7月1日現在)

(6) 認定こども園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

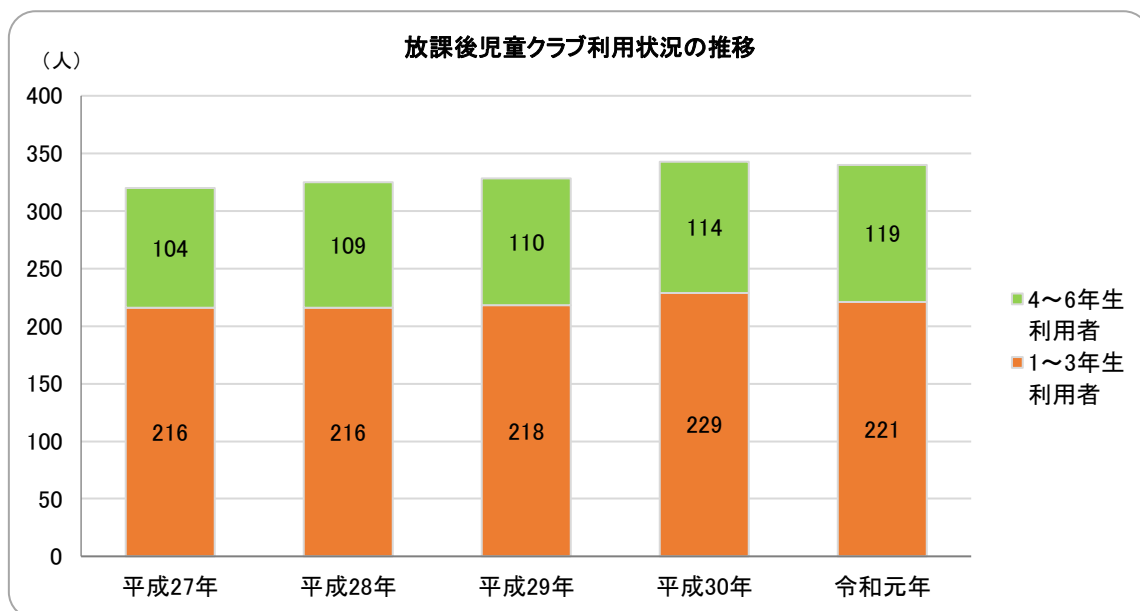
認定こども園の預かり保育の年間利用延べ人数は、平成28年、平成29年では約3,500人でしたが、平成30年には11,561人と平成29年と比較して3倍以上となっています。



(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月31日現在)

(7) 放課後児童クラブ利用状況の推移（1～3年生利用者数，4～6年生利用者数）

放課後児童クラブの利用状況は，1～3年生及び4～6年生利用者数はいずれも増加傾向にあります。全ての年で1～3年生利用者は200人以上，4～6年生は100人以上となっています。



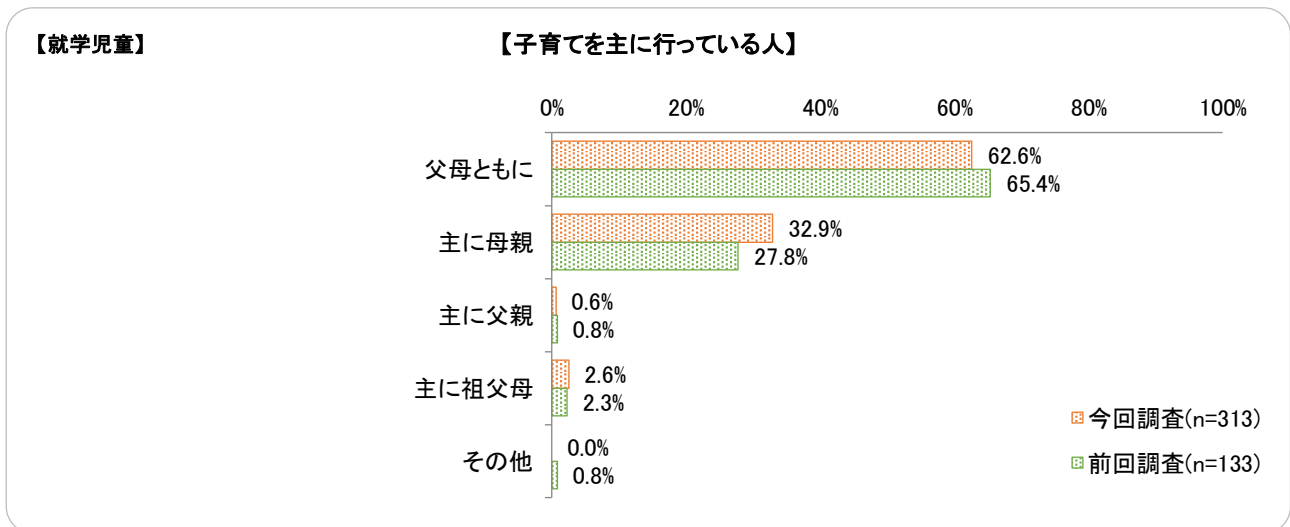
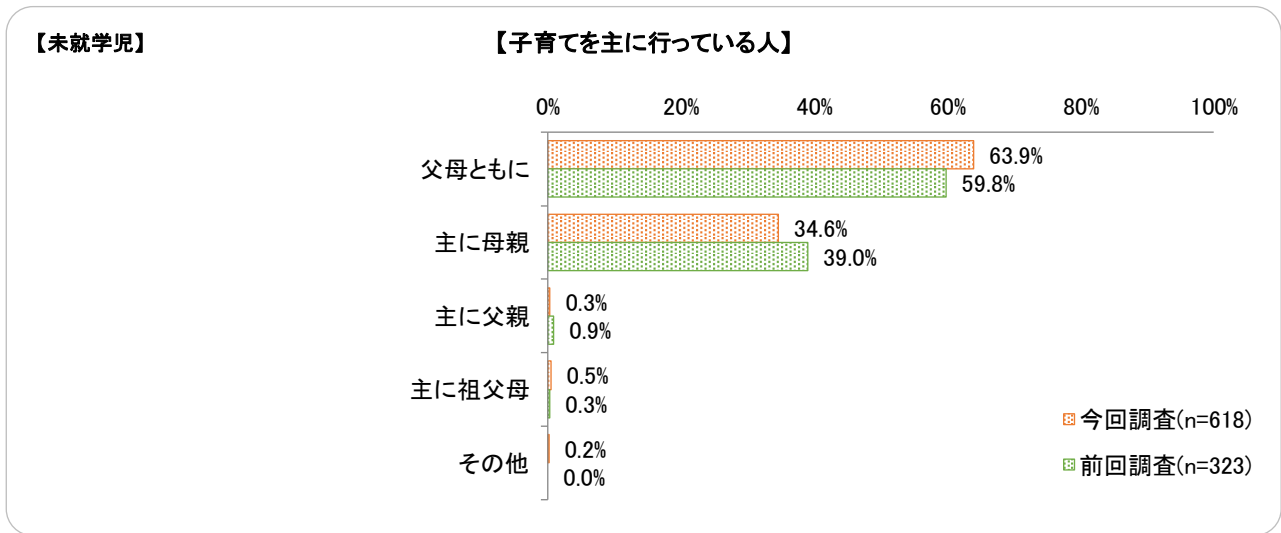
(資料：福祉課 平成27年～平成30年：3月1日現在，令和元年：7月1日現在)

3 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果

(1) 子育てを主に行っている人について（未就学児童・就学児童）

子育てを主に行っている人については、未就学児、就学児童ともに「父母ともに」が5割以上、「主に母親」が約3割と多くなっています。

前回調査と比較すると、未就学児では「父母ともに」の割合が増加しています。



※前回調査とは、平成26年度に実施したアンケート調査結果

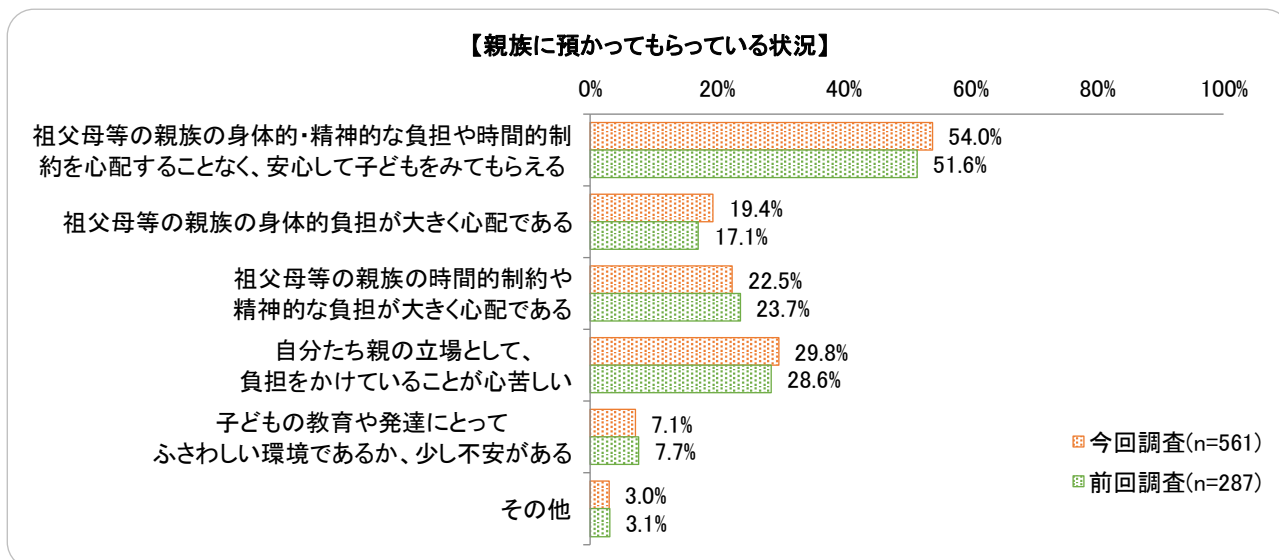
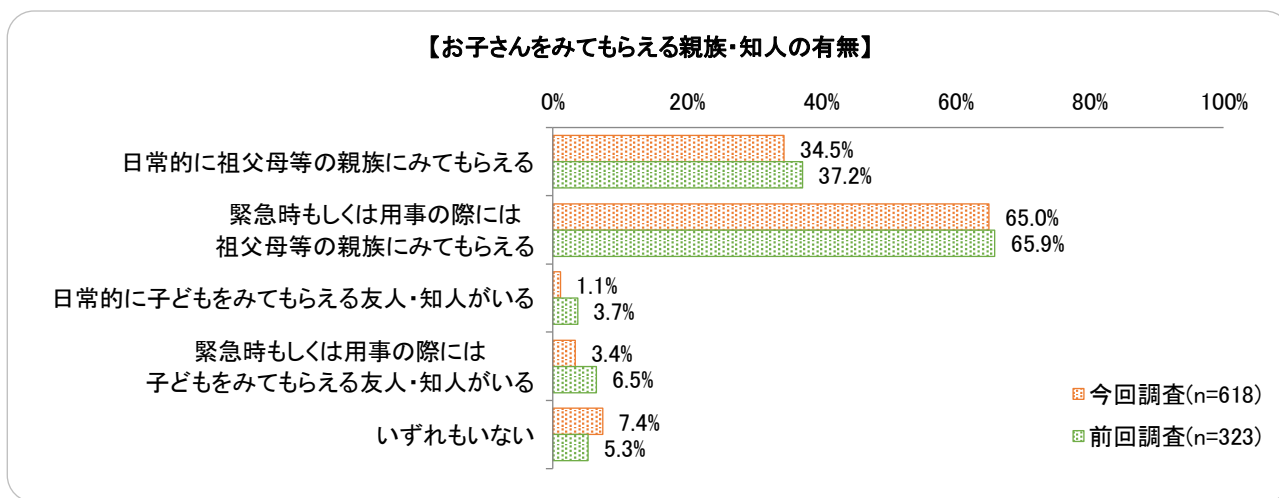
※ nとは、調査サンプル数

(2) 子どもの育ちをめぐる環境について（未就学児童）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、前回調査と同様大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割以上、子どもをみてもらえない家庭は1割以下となっています。

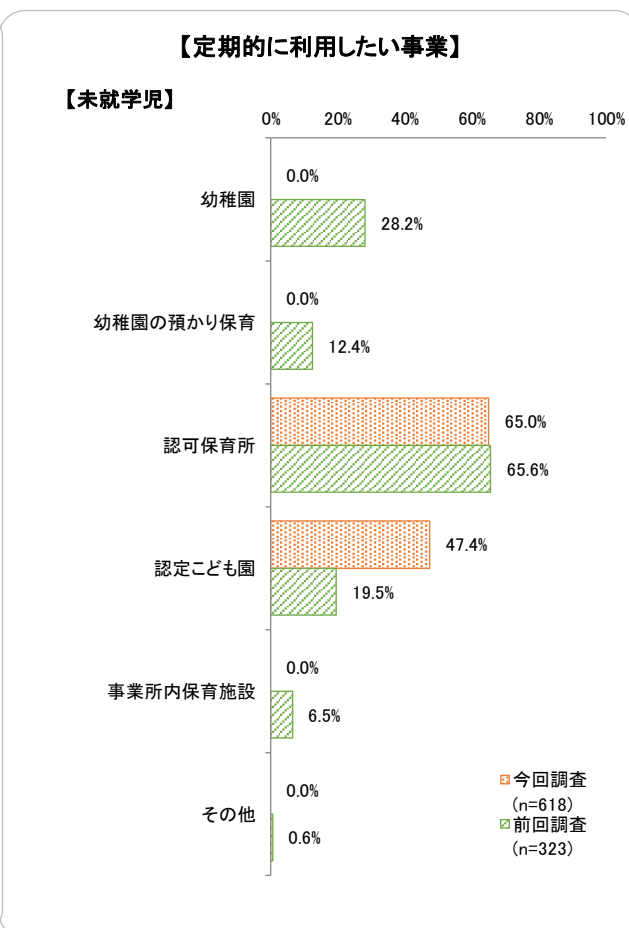
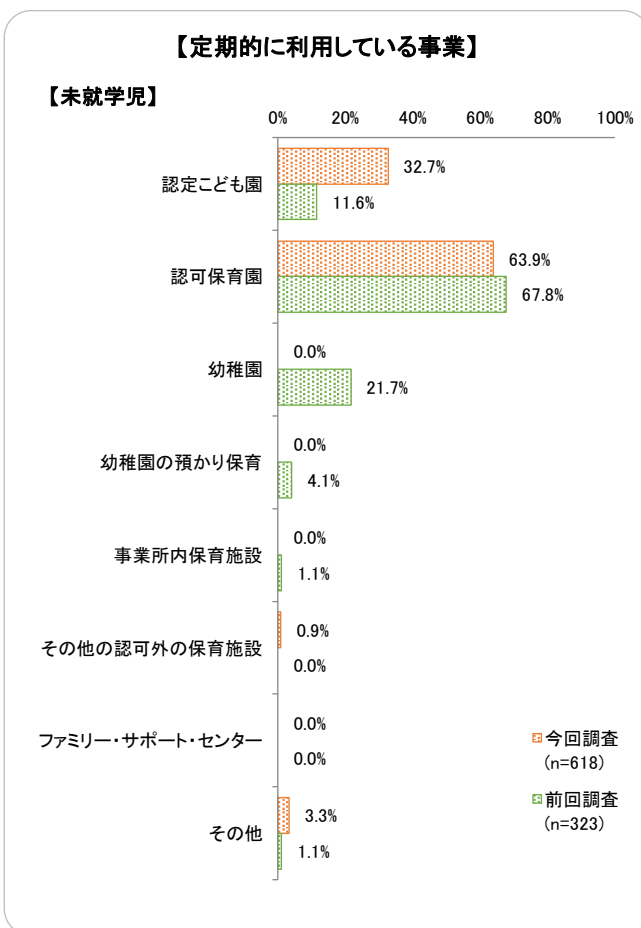
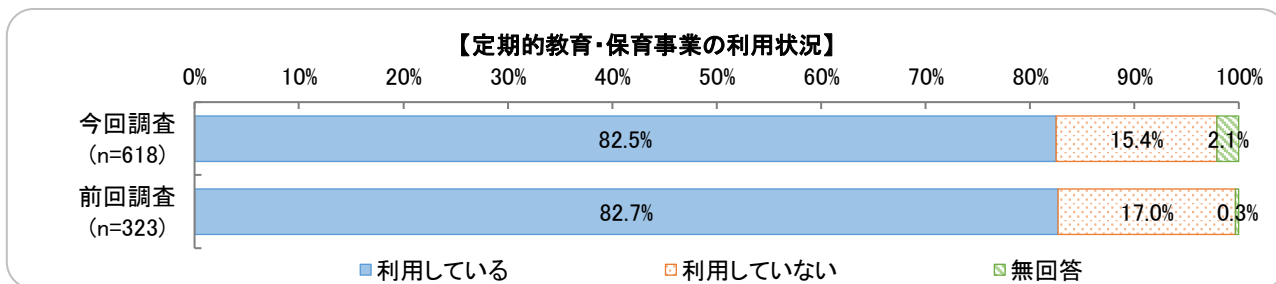
一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が5割以上となっている一方、「祖父母等の親族への負担が心配である」との不安も見受けられました。



(3) 教育・保育事業の利用状況について（未就学児童）

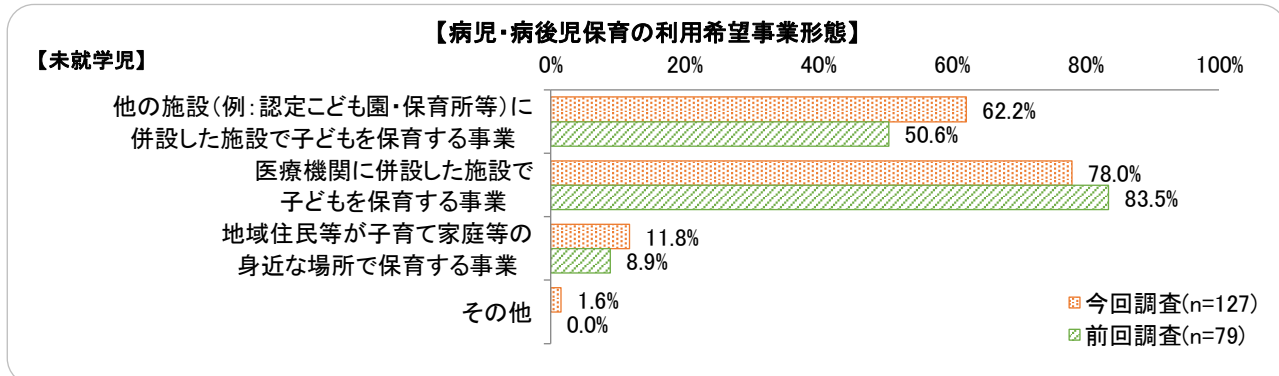
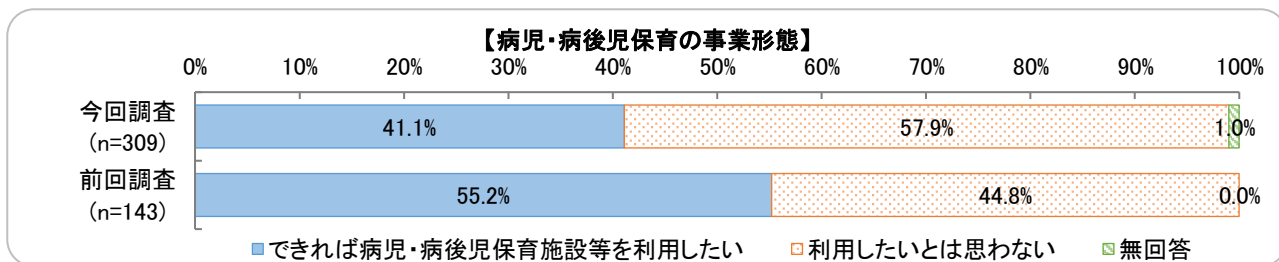
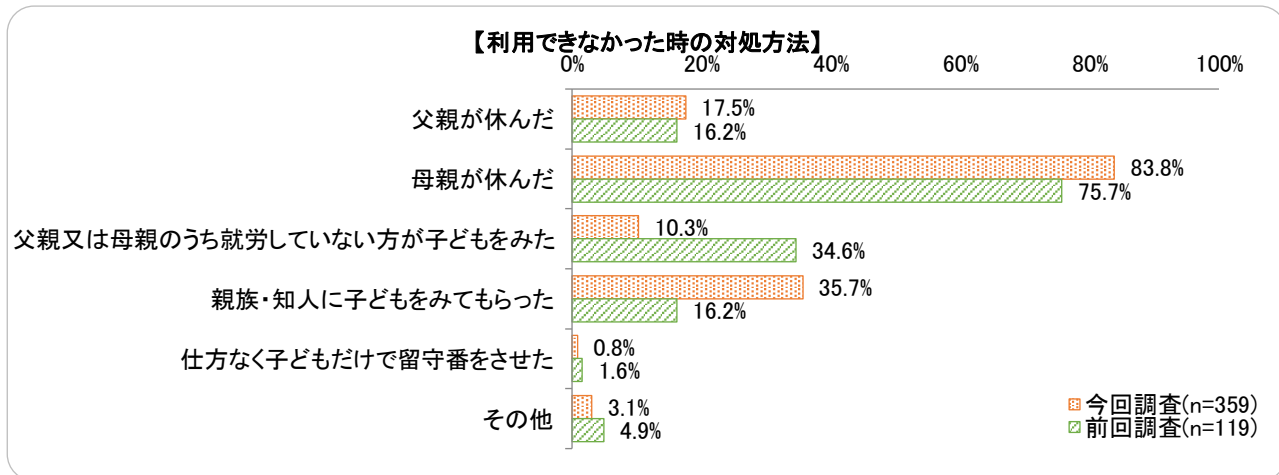
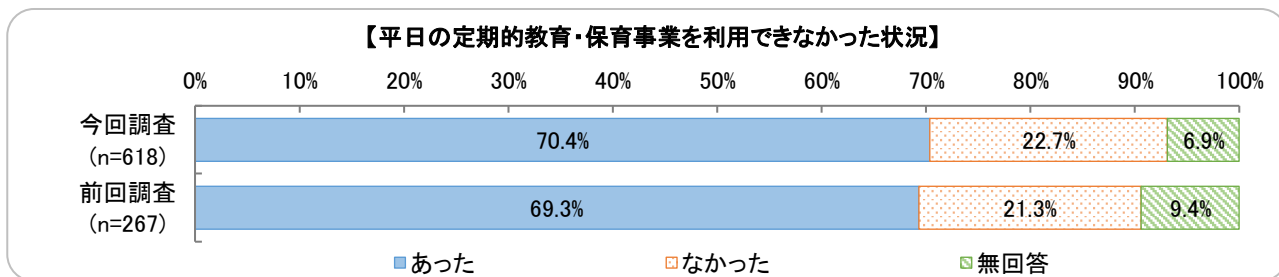
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が8割強となり、「認可保育園」(63.9%)、「認定こども園」(32.7%)の順となっています。前回調査と比較すると、本市においては認定こども園が開設されたことにより、幼稚園利用者が0となりましました。

「認定こども園」は、定期的にご利用している事業、定期的にご利用したい事業ともに前回調査を大きく上回っています。



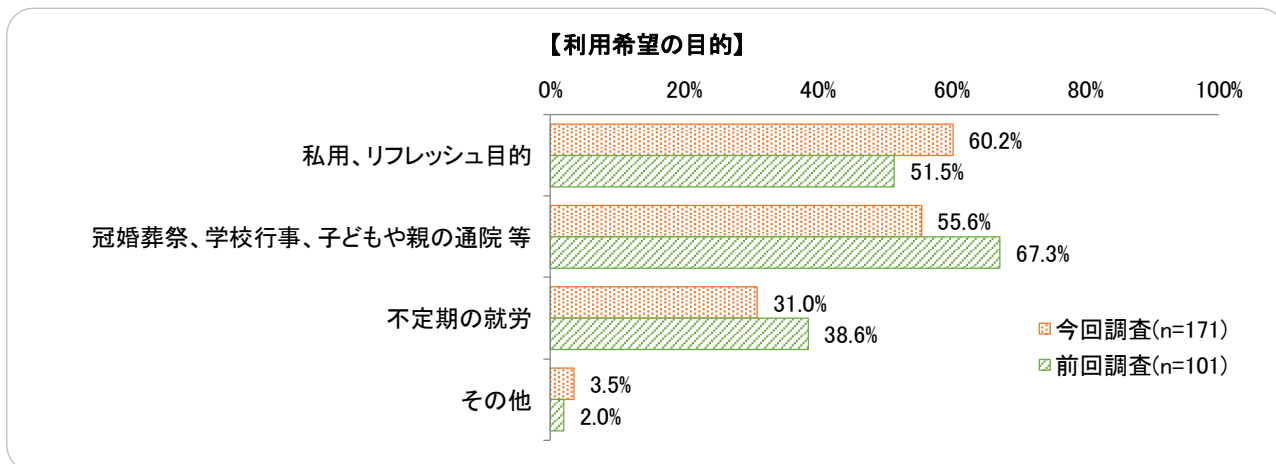
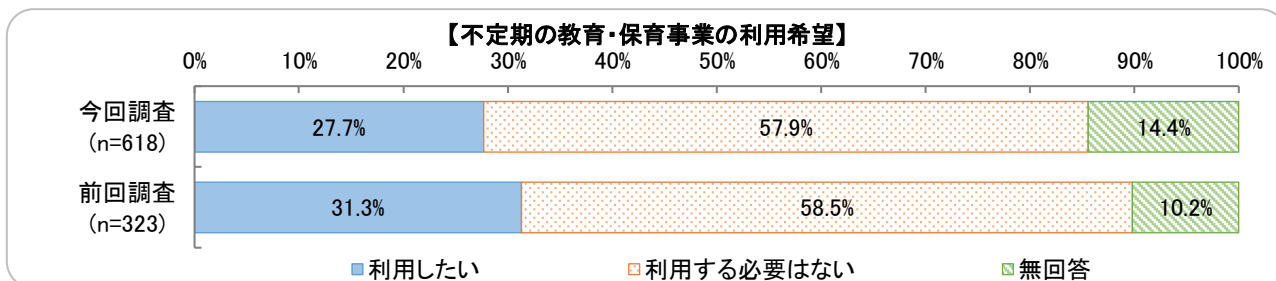
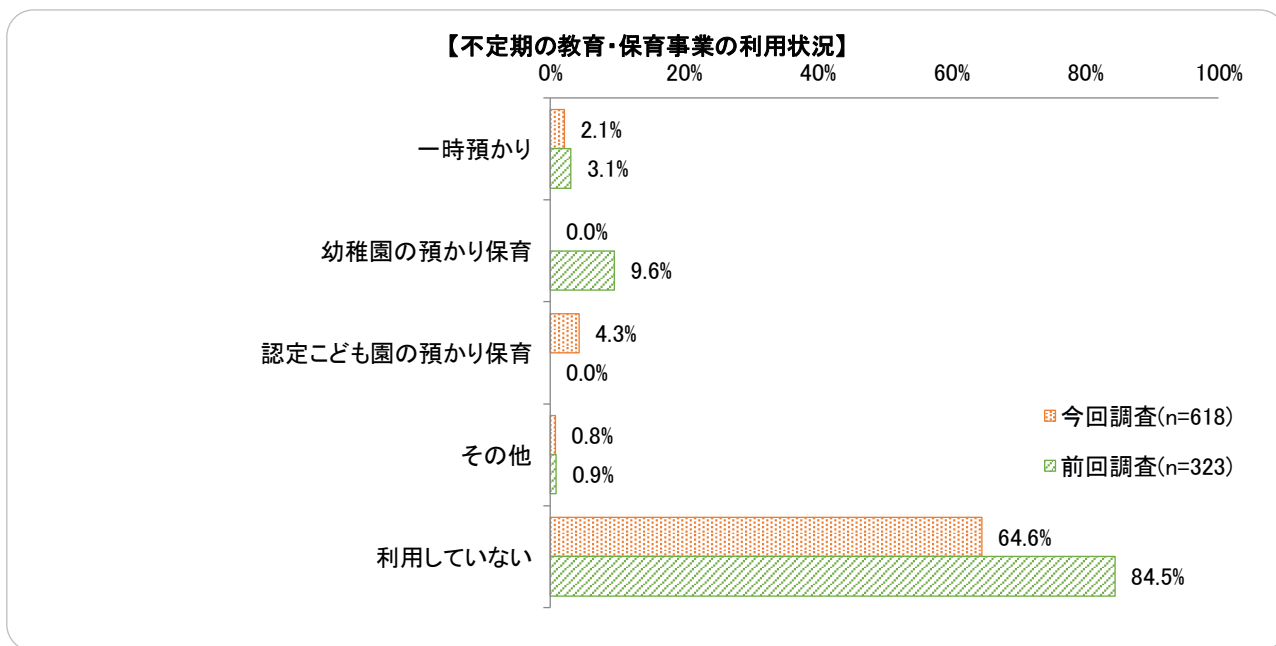
(4) 病気の際の対応 (未就学児童)

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、7割強となっています。その際に行った対処方法は、「母親が休んだ」(83.8%),「親族・知人に子どもをみてもらった」(35.7%),「父親が休んだ」(17.5%)の順となっています。前回調査と比較すると、「母親が休んだ」が約10ポイント上回っています。父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割となっています。病児・病後児保育の利用希望事業形態は、「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」(78.0%),「他の施設(例:認定こども園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業」(62.2%)への利用希望が高くなっています。



(5) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用（未就学児童）

私用，親の通院，不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については，「一時預かり」（2.1%），「認定こども園の預かり保育」（4.3%）等で1割以下とごく少数で，6割以上が「利用していない」としています。なお，前回調査結果と比較すると「利用していない」は約20ポイント減少しています。

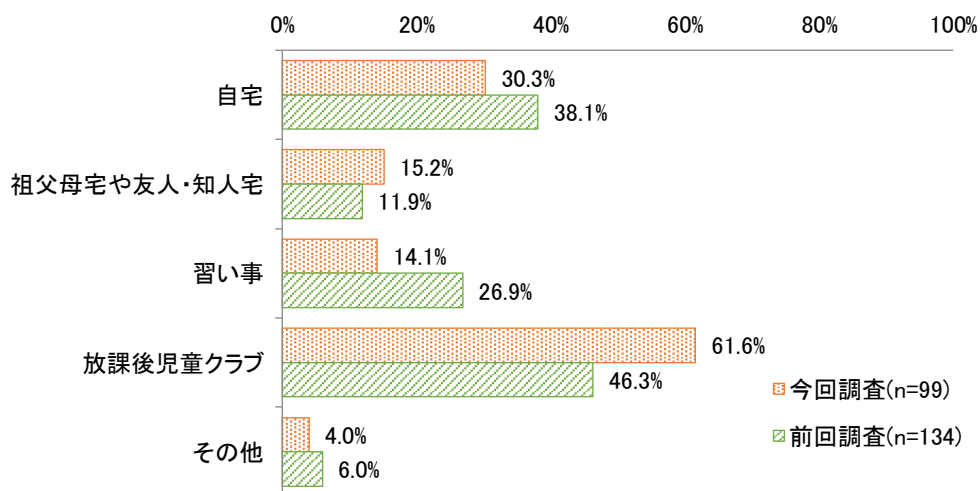


(6) 放課後の過ごし方 (未就学児童)

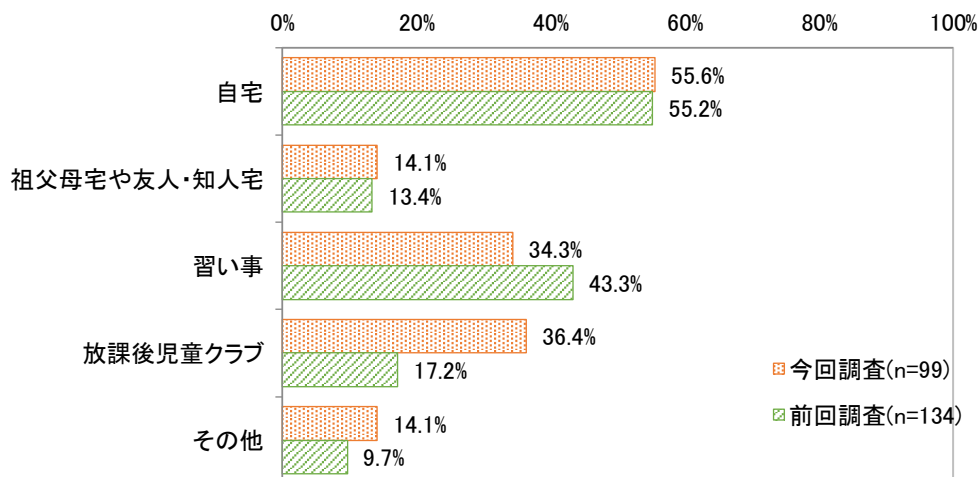
就学児童の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、小学校低学年のうちは、「放課後児童クラブ」(61.6%)、「自宅」(30.3%)の順となっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が15ポイント以上上回っています。

小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、「自宅」(55.6%)、「放課後児童クラブ」(36.4%)、「習い事」(34.3%)の順となっています。前回調査と比較すると、低学年と同様、「放課後児童クラブ」が15ポイント以上上回っています。

【放課後を過ごさせたい場所(小学校低学年)】



【放課後を過ごさせたい場所(小学校高学年)】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」において、まちの将来像である「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、まちづくりビジョンでは、「まちづくり」は「ひとづくり」から～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～を理念とし、市民が、ふるさと阿久根にいつでも「帰ってきたくなる」ような「心の拠り所となるまち」づくりが求められていることから、本計画においては、「阿久根に生まれてよかった」と感じ、「阿久根で育ってよかった」、そして、「いつか阿久根で子育てをしたい」と思ってもらえるような、子育て支援のまちづくりを目指します。

阿久根市まちづくりビジョン まちの将来像

「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」

阿久根市まちづくりビジョン 理念

「まちづくり」は「ひとづくり」から
～ふるさと阿久根を次の世代につなぐために～

基本理念

**未来を担う「宝」である子どもの育ちを家庭や社会全体で
支え合い応援するまち**

また、目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標を持って計画を策定します。

全体目標

- (1) 子どもの育ちが保障された社会づくり
- (2) 働きながら子育てができる環境づくり
- (3) 全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

2 全体目標

(1) 子どもの育ちが保障された社会づくり

子育て支援の目的は、「子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進する」ことにあります。

子どもを取り巻く全国的な環境は、少子化・核家族化など急速に変化しており、その課題は山積している状態です。これは、本市においても同様であり、子どもの育ちを保障する環境づくりが重要な課題となっています。

子どもの育つ場は、最も身近な家庭が中心となり、地域、学校等と少しずつその成長に応じて広がっていきます。その広がりの中で、子どもがのびのびと育ち、自分らしさや可能性を最大限に発揮しながら、いずれ社会の中で果たすこととなる役割や意義を見つけ出すことができるよう、社会全体で子どもを支える環境づくりを進めなければなりません。

その中でも、学童期の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごすことから、学校は家庭と並ぶ、子どもの育ちの重要な場所となっています。本市では、子どもの自立性・社会性を育むために、福祉と教育の関係機関が十分に連携を図りながら、施策を進めていくことが求められています。

(2) 働きながら子育てができる環境づくり

本市においては、国・県と比較して婚姻率が低いこと、さらには、子どもを生ま育てる年代の女性の就労率がM字カーブを描いていることなど、子育てに係る環境は様々な課題を抱えています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生に影響を及ぼしているのは、「子育てしながら就業できる見通し」や「ワーク・ライフ・バランスの確保」となっており、今後出産には、母親の育児不安の及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとしています。

また、男女共同参画の視点からは、子育てと仕事の両立はもとより、家事、趣味や生活など全てが父親と母親を中心とした役割分担によって行われていくことが求められています。

同時に、事業所側の理解も重要であり、働く人の立場に立った多様な働き方が選択できる仕組みとその実現が求められています。

一方、近年多様化してきた保育ニーズに対応できる体制整備も必要となっています。

アンケートにおいても、延長保育、休日保育、病児病後児保育、学童保育など、保護者の働き方に応じた多様なサービスに対する潜在的なニーズが存在することが分かってきています。また、本市子ども・子育て会議の議論では、国が目指している「量の確保」ではなく、「質の向上」に向けた取組を強化していくことが重要であるとしています。

働きながら子育てができる環境づくりには、短期的な視点に立った「保育サービスの提供体制の整備」と、長期的な視点に立った「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した社会づくりが求められています。

(3) 全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

本市が目指す「安心して生み育てられる環境づくり」には、「全ての子育て家庭」の不安や負担感が軽減される仕組みづくりが求められています。

しかし、アンケートから、身近な人の子育てに対する協力体制は、祖父母等の親族については、「子どもをみてもらえる親族・知人の有無について」、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（6割強）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（3割強）となっていますが、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、半数の方が「身体的・精神的な負担を感じることなく、安心して子どもをみてもらえる」とした一方、「負担をかけていることが心苦しい」や「時間的な制約や精神的な負担が心配」、「身体的な負担が心配」など3割前後となっており、親としての責任を感じながら祖父母等の助力を得ている様子が見えます。

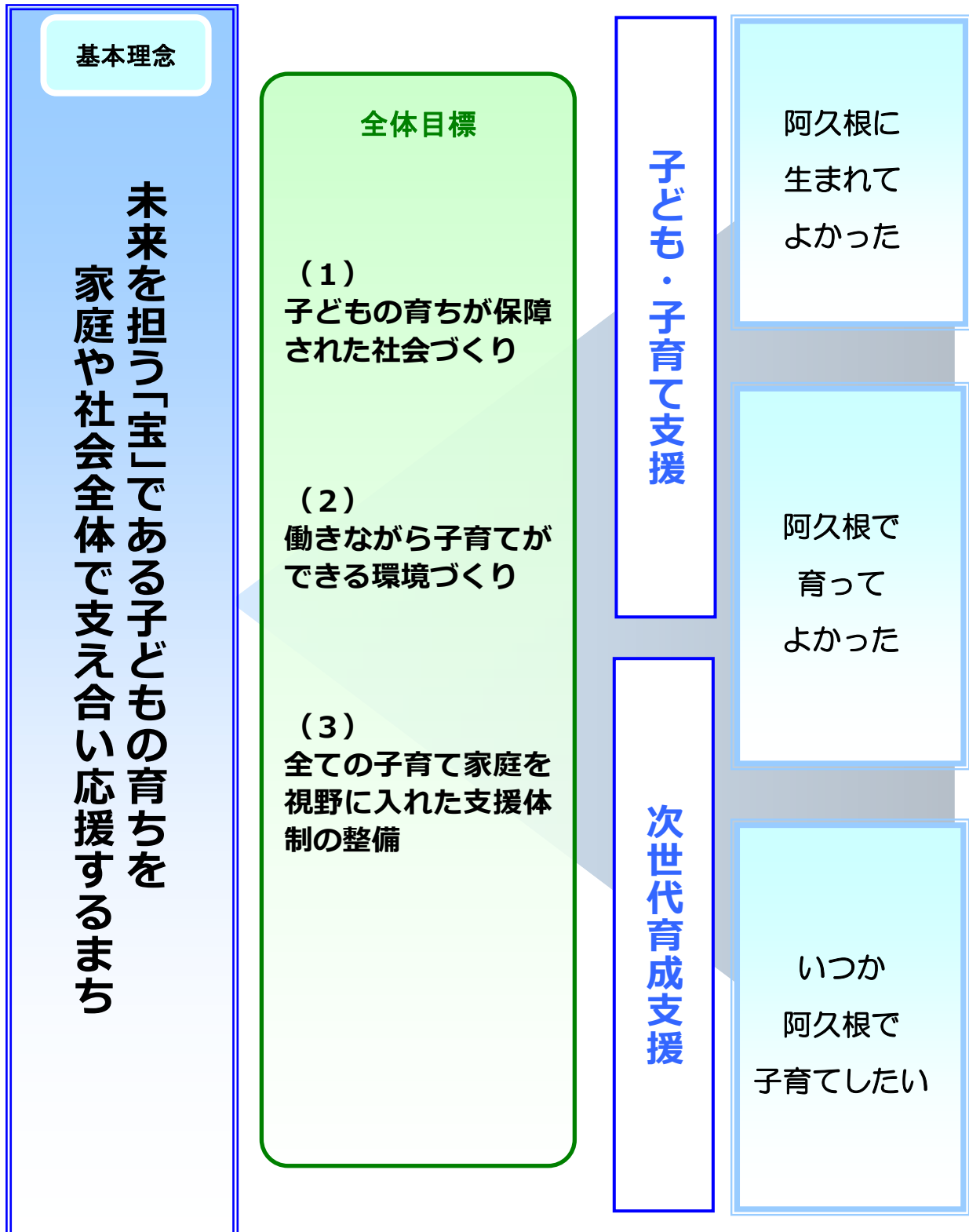
不安や負担感の軽減や解消のためには、まずは、身近に何でも話すことができる見守りの輪があることを保護者に感じてもらうことで子育て家庭の孤立を未然に防ぐことが重要です。

さらに、何かあったときには、専門家が相談等に応じてくれるという安心感が重要となります。

全国的な少子化の要因として、子育てに対する経済的な負担が大きいことや、近年の経済情勢を反映して非正規雇用が拡大していることなどがあがってきていることから、子育て家庭への経済的負担の軽減に向けた各種取組が求められています。

さらに、国・県・近隣市町村と連携した、医療体制の確保（特に産婦人科・小児科）や専門的な支援を要する児童に対応できる相談支援体制の確立など、全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の確立が求められています。

3 施策体系



目標 1

子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て家庭の経済的支援
- ④ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑤ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ⑥ 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進
- ⑦ 障がい児施策の充実
- ⑧ 児童虐待防止対策の充実
- ⑨ 被害に遭った子どもの保護の推進

目標 2

親子の心と体の健やかな成長を支えます

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ③ 食育の推進
- ④ 小児医療の充実

目標 3

子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくります

- ① 次代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑤ 子どもの健全育成

目標 4

快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保
- ③ 安全な道路交通環境の整備
- ④ 安心して外出できる環境の整備
- ⑤ 安全・安心なまちづくりの推進
- ⑥ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

目標 5

子育てに関わるつながり・輪をつくります

- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 地域の交流と支えによる子育て支援

第4章 子ども・子育て施策の展開

目標1 子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます

①地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向性】

専業主婦家庭やひとり親家庭、親が障がいを持つ家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に基づき策定する子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談などが適切に提供されるよう、きめ細かな支援を行います。

また、地域において子育て支援の中心的役割を担う、子育て支援センターについては、親子サークル等の開催や情報発信を実施していくとともに、相談支援の一層の充実を図ります。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を保健師や民生委員が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。	健康増進課
養育支援訪問	乳児全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	健康増進課
子育て支援センター事業	育児不安に対する相談支援や子育てサークルへの支援等を行い、地域における子育て支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になるよう活動内容の充実を図ります。	福祉課
子育て支援コンシェルジュ事業	妊娠中から小学校就学までの間、その家庭ごとに専任の担当保健師が訪問し、出産に関する不安や出産後の子育てに関する相談について、きめ細やかな対応に努めます。	健康増進課

②保育サービスの充実

【施策の方向性】

保育所については、子ども・子育て支援法に基づき、人口の動向や児童数の推移を勘案しつつ、利用者の生活実態やニーズを踏まえて定員管理を行い、適正な保育サービスを提供するとともに、老朽化した保育所施設の把握及び改修に努め、適切な保育環境を確保します。

また、更なる保育サービス促進のため、休日保育及び病児・病後児保育に関する事業の実施を目指し、今後、子ども・子育て会議等の場で必要な議論を進めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
サービス提供体制の整備	子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供を行います。また、今後の未就学児数の推移を踏まえ、適正な保育環境を確保します。	福祉課
保育環境の整備	老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め、子ども・子育て会議保育部会等での十分な議論を踏まえ、適切な定員管理を行っていきます。	福祉課
保育サービスの充実	核家族化や就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応した事業を推進します。また、休日や病児・病後児保育についての保護者ニーズに應えるため、休日保育や病児・病後児保育事業の導入について検討します。	福祉課
保育サービスに関する情報提供の充実	保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する情報提供に努めます。	福祉課
保育サービスの質の向上	子ども・子育て会議保育部会における情報交換を積極的に行うことで連携の強化を図り、さらに、保育士を対象とした研修会等の実施に向けて検討を行います。	福祉課
サービス評価システムの導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について、取組を進めます。	福祉課

③子育て家庭の経済的支援

【施策の方向性】

雇用不安から家計収入が減少した家庭やひとり親家庭又は障がいを持つ子どものいる家庭などは、子育てにかかる費用面の大きな負担感から、安心して子どもを産み育てることができないとの不安を感じています。

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを目指し、国においても、3歳児以上については保育料を無償化しており、保護者の負担が軽減されるよう対策を講じていますが、様々な状況にある子どもとその家庭を経済面から支援していくため、引き続き、各種の子育てに関する費用支援を拡充していきます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
妊娠・出産期における経費の助成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を確保するため妊婦健康診査に対して助成を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
子ども医療費助成事業	18歳までの子どもを対象に医療費を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。	福祉課
保育料の負担の軽減	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児の保育料の負担の軽減を図ります。さらに多子世帯の第3子以降の保育料の助成を行います。	福祉課
就学援助費の支給	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給し、義務教育の円滑な実施に資するとともに、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
児童手当の支給	中学校修了までの児童のいる世帯に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
かごしま子育て支援パスポート事業	パスポートを提示した子育て家庭に対し、企業や店舗独自に割引や優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。	福祉課
出生祝い商品券の支給	子どもの出生を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、育児に要する経費の経済的支援を行います。	福祉課

④ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当支給事業、ひとり親医療費助成事業、母子家庭等総合対策支援事業等の各種支援サービスを推進するとともに、相談体制の充実や情報提供を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
福祉サービスの充実	ひとり親家庭が増加している中、ひとり親家庭に配慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、経済的支援策等について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、統合的な支援に取り組みます。	福祉課
母子家庭等の母親及び父親の就業促進	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り、各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母または父の自立に向けた就業を支援します。また、ハローワークとの連携を図り、就業相談体制の強化を図ります。	福祉課

⑤仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【施策の方向性】

仕事と生活の調和の実現に向けて、働く人、事業主、地域住民に対し、「ワーク・ライフ・バランス」への理解を深め、合意形成を促すための広報・啓発活動を実施し、民間団体等を含めた関係機関等とも連携・協力しながら、取組を進めます。

また、企業に対する啓発活動は、一般市民向けに比べてまだ不十分であると考えられることから、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）等を活用するなどして、事業所等に対する周知・啓発に努めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
一般事業主行動計画の策定に向けた支援	雇用する労働者が101人以上の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その策定の支援について検討を進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。	福祉課

子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの促進	職場における男女間の固定的役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する広報啓発を積極的に実施するとともに、仕事と生活時間のバランスのとれた社会の実現に関する意識の醸成に努めます。また、関係機関との連携を図りながら、関係法令、制度の周知に努め、就業環境の整備・充実を推進し、多様な生き方を支援します。	企画調整課 商工観光課
子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供を行い、他の企業や店舗への広がりや啓発を推進します。	福祉課

⑥仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進

【施策の方向性】

保育サービス及び放課後児童クラブについては、増加する共働き世帯への対応策として、引き続き、延長保育や一時預かり保育等の特別保育事業を実施していくと同時に、病児保育及び休日保育の導入を検討するなど、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

また、結婚・妊娠・出産などのライフステージが実現されるよう、各段階に応じて、切れ目のないきめ細かい支援を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	共働き世帯の増加を踏まえ、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	福祉課

⑦障がい児施策の充実

【施策の方向性】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療のため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。発達障がいを含む障がいのある児童については、その状態に応じて、それぞれのニーズに応じた適切な療育支援を実施します。

また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を図り、適切な支援体制の整備を推進し、育児相談を推進すること等により、家族への支援も実施します。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
障がいの早期発見・早期対応	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率の向上を図ります。	健康増進課
保健, 医療, 福祉, 教育等の関係機関の連携強化	障がい児の健全な発達を支援し, 介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようにする観点から, 障がい福祉計画・障がい児福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り, 施策の推進に当たっては, 関係各課が連携して取り組みます。	福祉課 健康増進課
障がい児通所サービスの充実	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供, 在宅サービスの充実, 就学支援を含めた教育支援体制の整備など, ライフステージに合わせた一貫した障がい児通所サービスの提供に努めます。また, 障がい児相談支援事業を通じて, 保護者に対する育児相談を推進するとともに, 家族への支援に取り組みます。	福祉課 学校教育課
発達障がいを含む障がいのある児童に対する教育環境づくり	学習障がい(LD), 注意欠陥多動性障がい(ADHD)など, 発達障がいのある児童生徒については, 障がいの状態に応じて, 一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また, 発達障がいを含む障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし, 自立し, 社会参加をするために必要な力を培うため, 教員の資質向上を図ります。	学校教育課
発達障がいに関する総合的な支援	発達障がいに対する理解を深めるため, 啓発及び情報提供に努めるとともに, 発達障がいのある児童を保護する家族が適切な育児を行えるように支援します。また, 発達障がいの可能性のある児童の保護者に対して, 県こども総合医療センター及び発達障がい者支援センターにおける相談等の情報提供を行っていきます。	学校教育課 福祉課
関係機関における障がい児の受入れの推進	保育所及び放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受入れを一層推進するとともに, 受入れに当たっては, 各関係機関との情報の共有化に努め, 連携を図ります。	福祉課

⑧ 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

児童虐待は、子どもに対して身体的又は精神的に深い傷を与え、時には生命さえ奪うこともある重大な問題です。児童虐待を防止するため、福祉関係者のみならず、地域の関係機関・団体を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築するとともに、虐待を早期に発見し、早期に対応するために、関係部局が緊密な連携を図り、関係機関との情報提供・共有を進めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
地域における子どもの見守り体制の構築	児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見と子どもの安全を確保するため行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努めます。	福祉課 企画調整課 学校教育課 健康増進課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」としての要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握に努めます。	福祉課 健康増進課
児童虐待に関する県との連携	児童虐待に関しては、市町村と児童相談所との協働・連携・役割分担を明確にし、体制の強化を図ります。	福祉課
各種健診・指導等の機会における早期発見・早期対応	保健師等による「こんにちは赤ちゃん訪問事業等」の訪問率100%を目指します。また、児童虐待の発生を予防するため、各種健診や保健指導、母子保健活動等のあらゆる機会を通じて、妊娠・出産・乳幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	健康増進課 福祉課
関係機関との連携の強化及び情報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連携の強化を図ります。あわせて、地域の医療機関等との効果的な情報提供・共有に必要な連携体制の構築を図り、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	健康増進課 福祉課
民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	福祉課
子どもの人権に関する普及と啓発	子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、市全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。	福祉課 市民環境課 生涯学習課 学校教育課

⑨被害に遭った子どもの保護の推進

【施策の方向性】

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、心のダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、被害を受けた子どもへのカウンセリングや保護者への助言など学校等の関係機関と連携して、きめ細かな支援の継続に取り組みます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアを図り、支援するため、学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し、きめ細かな支援の継続に取り組みます。	学校教育課 福祉課

目標 2 親子の心と体の健やかな成長を支えます

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【施策の方向性】

母子保健法の改正により、平成 29 年 4 月から母子健康包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされ、本市においても令和 2 年度から妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置することとなりました。内容としては、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない支援を実施し、乳幼児健診等の母子保健における健康診査等保健対策の充実を図ります。特に、親の育児に関する様々な不安や悩みを解消するため、平成 30 年度から子育て支援コンシェルジュ事業を通じ、親への相談指導等を実施して、児童虐待防止の観点を含め、継続した支援が可能な体制の整備を図ります。

また、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るために、妊婦に対する出産準備教育や各種相談を実施します。

母子保健関係者が実施する日常の活動を通じて、関係機関の連携を有機的なものにするとともに、地域ネットワークの構築・成熟を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
各種健診・指導の充実	各種健診時や家庭訪問等を通じて、妊娠期から幼児期における子どもと母親の健康の確保及び増進を図ります。また、各種健診の受診率の向上を目指します。	健康増進課
乳幼児健診等の機会における相談指導及び事故予防等の啓発の充実	育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種健診の場を活用した相談指導等の充実を図るとともに、子どもへの虐待の発生予防や障がいの早期発見に関する啓発を進めます。また、妊娠期から幼児期において継続した支援を行う体制づくりに取り組みます。各種健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけどなど子どもの事故予防のための啓発に取り組みます。	健康増進課
「いいお産」の適切な普及及び妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安全で、安心して出産できるよう、両親学級や相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	健康増進課

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【施策の方向性】

10代の自殺や不健康やせ等の思春期における課題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施します。10代の自殺を防止するために、幅広い関係者の協力を得て児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、さらに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるよう環境づくりに努め、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、その行動を受け止めることができる地域づくりを推進します。地域・学校・企業等が連携したネットワークを作ることにより、地域社会全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに努めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
性や性感染症予防に関する知識の普及	10代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 学校教育課
人材の育成及び相談体制の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に関する教育の充実を図るとともに、学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。また、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課

③食育の推進

【施策の方向性】

食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られる心と身体の問題が子どもたちに生じている現状を踏まえ、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ、子どもの発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、母性の健康の確保を図るため、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
食に関する学習の機会や情報提供の充実	正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着，食を通じた心身の健全な育成を図るため，食育に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに，「食事バランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。また，食育基本法に基づき，学校給食における地場産物の活用として学校給食地産地消推進事業の実施や「食」に関する体験活動などを通じて食育の推進を図ります。	健康増進課 学校給食センター 学校教育課 農政課
妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会及び情報の提供	妊娠中の母性の健康の確保を図る観点から，妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。	健康増進課
規則正しい生活習慣の育成	食生活の乱れや「思春期やせ」が増加傾向にあることから，子どもの成長過程に応じた望ましい食習慣の定着を地域全体で連携し，支援していきます。	健康増進課

④小児医療の充実

【施策の方向性】

全国的に医師不足，とりわけ小児科医の不足が深刻な問題となっている中，本市における小児科は，1 医院のみとなり，小児救急医療体制も危機的な状況となっています。

小児医療体制は，安心して子どもを生み，健やかに育てる環境の基盤であることから，小児医療の充実及び確保に取り組み，特に，県及び近隣の市町，関係機関との連携を強化して，小児緊急医療体制の整備に積極的に取り組みます。

また，「病児・病後児保育事業」についても，小児医療と密接に関連する事業として捉え，県及び近隣市町と連携した枠組みの中で実現の可能性を検討します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
医療情報の提供	初期救急についての普及啓発に取り組むとともに救急対応が可能な医療機関等の情報提供を行います。	健康増進課
小児救急医療体制の確保	県及び近隣の市町，関係機関との連携の下，小児救急医療体制の整備に積極的に取り組みます。	健康増進課

目標3 子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくります

①次代の親の育成

【施策の方向性】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する啓発等について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進するとともに、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義、男女共同参画の基本理念、そして子どもや家庭の大切さを理解して、次代の親となるための学習機会の提供を目指して、保育所及び認定こども園等を活用し、乳幼児とふれあう機会を確保する取組を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
子育てや家庭に関する学習機会等の提供	男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることについての教育・広報・啓発について、各分野が連携して取り組みます。	企画調整課 生涯学習課
中・高校生における乳幼児とふれあう機会の促進	中学生、高校生などが、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、認定こども園及び育児相談、親子教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実させます。	健康増進課 学校教育課 福祉課

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【施策の方向性】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすため、学校の教育環境等の整備に努めることとし、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、あわせて幼児教育の充実を図ります。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
学校教育の活性化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習支援員の配置による学校教育の活性化に取り組みます。	学校教育課

児童生徒の学力の向上	各種学力調査の結果から、一人ひとりの課題を把握し、解決のための取組を進めます。	学校教育課
道徳教育及び体験活動の充実	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制など、各学校の取組に対し、支援・指導を行います。また、道徳教育の充実を図るとともに、地域や学校などとの連携・協力により、体験学習を一層充実し、特色ある学校づくりを行うよう支援指導します。	学校教育課 生涯学習課
問題行動や不登校に対する相談体制の強化	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、相談体制の強化を図ります。	学校教育課
関係機関によるネットワークの構築	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、児童相談所、子育て支援センター、福祉事務所相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、情報の共有化に努めます。	学校教育課 福祉課
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加などが指摘されています。子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、体育の授業及び運動部活動を充実させるとともに、その指導に当たる教員及び外部指導者の育成に努めることで、学校におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。また、スポーツ少年団等の育成・充実を図るとともに、スポーツを楽しむ・親しむ環境づくりと指導者の養成・確保を積極的に支援します。	学校教育課 スポーツ推進課
健康教育の推進	生涯にわたる心と体の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	学校評議員類似制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや地域の実情に応じた通学区域の見直し等、地域に根ざした特色ある学校づくりに向けた支援・指導を行います。	学校教育課
教職員の適切な配置	学校評価システムによる事業の評価を実施し、指導力の向上に努めます。また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価できる体制づくりを支援します。また、県教育委員会と連携し、指導力向上のための研修に取り組みます。	学校教育課
学校施設等の整備	児童生徒が、安全な教育環境の中で、健やかな成長が図られるよう、学校施設の整備を推進します。また、児童生徒の学習環境の充実を図るため、教育機器や教材などの備品等の整備に努めます。	教育総務課
学校を中心とした地域での見守り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりを行います。	学校教育課

幼児教育の質的向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するため、認定こども園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組みます。	学校教育課 福祉課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組みます。	学校教育課 福祉課
幼児教育の充実	各地域の特色を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に努めます。	学校教育課

③家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

家庭と地域の豊かなつながりの中で、家庭教育の支援を充実させ、地域の教育力向上を図ることにより、家庭や地域社会全体の教育力の総合的な向上を目指します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
家庭教育支援の充実	身近な地域において、子育てに関する学習会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育力の向上に関する支援を行います。	福祉課 生涯学習課
子どもの生きる力の醸成	子どもの問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を地域全体で育むため、各関係機関のネットワークの充実に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
活力ある地域づくり	全ての子どもが学習や遊びを通じて、確かな学力の向上、健やかな心身の育成を図ることができるよう、地域住民や関係機関等が協力し、地域の教育力の向上に取り組みます。また、生涯スポーツの実現のために、地域住民の誰もが、年齢、体力、技術レベルに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を促進するとともに、子どもからお年寄りまで各世代がスポーツを楽しむ施設の整備充実を図り、小・中学校グラウンド・体育館等の活用を推進します。	学校教育課 生涯学習課
教職員による地域活動の参加の促進	教職員の地域行事への積極的参加に向けた啓発を行います。	学校教育課
読書活動の推進	市立図書館を読書活動の拠点とし、本市子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動の充実のための支援に努めるとともに、「子ども読書の日（4月23日）」や「子どもといっしょに読書の日（毎月23日）」の周知や啓発を図りながら、読書グループの育成や親子読書会の支援を行います。さらに、乳幼児の健康診断時を利用したブックスタート事業の充実を図ります。	生涯学習課

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【施策の方向性】

スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間の利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっています。これらに対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」（平成20年法律第79号）等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化しながら、青少年のインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進します。

また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないようにするため、情報モラルに関して学校の授業で取り上げることや、フィルタリング等についての情報を保護者に提供するなど、地域、学校及び家庭における情報モラルに関する教育・啓発を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
地域における有害環境対策の促進	学校、家庭、地域、関係団体が連携し、青少年の健全な育成を害すると思われる有害な環境の浄化に努めます。	学校教育課 生涯学習課
子どもの携帯電話の適切な利用の促進	子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、問題点を明確にすることで適切な利用を促します。	学校教育課 生涯学習課
情報モラル教育の推進	情報モラル教育に関する研修会への参加を推進し、授業等で児童・生徒へ指導することで、情報モラル教育を推進します。	学校教育課

⑤子どもの健全育成

【施策の方向性】

全ての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全で安心な居場所づくりを推進します。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ等を着実に推進することとし、放課後児童クラブの実施に当たっては、近年増加しているニーズに対応できるよう、居場所づくりにふさわしい場を確保するため、市内の既存施設の有効活用や小学校の余裕教室の活用に加え、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組を推進します。

さらに、主任児童委員及び児童委員との情報交換を密にして、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進める体制を整備します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
安全・安心な居場所づくり	全ての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加できる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができる安全・安心な居場所づくりを進めます。県が実施している放課後児童健全育成事業関係者向けの研修会に加え、平成 23 年から実施している市独自の研修会を引き続き実施し、支援員及び補助員としての必要な知識と技能の習得を目指します。	福祉課 生涯学習課
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業の推進に示した量を確保するとともに、令和6年度までに、50%を小学校内で実施することを目指します。また、地域の実情に応じ、開所時間延長について検討を行います。	福祉課
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施	令和6年度までに、2か所整備することを目指します。	福祉課 生涯学習課 学校教育課 教育総務課
放課後子供教室の整備計画	希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進することとして、小学校の余裕教室での実施を目指します。	生涯学習課 教育総務課
放課後児童クラブと放課後子供教室の連携	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的または連携して実施する場合には、定期的に児童クラブ支援員と子供教室のコーディネーターの打合せの機会を設け、共通のプログラムの内容、実施日等について検討を行います。	福祉課 生涯学習課
小学校の余裕教室等の活用	新・放課後子ども総合プランについて学校関係者の理解を深めるため、教育委員会と福祉部局が連携して話し合いの機会を設けます。	福祉課 学校教育課 教育総務課
教育委員会と福祉部局の連携	定期的に放課後対策について福祉と教育の関係者間で打合せの機会を設定し、実施状況や問題など常に共有し、事業検証や問題解決に対応します。また、両事業で余裕教室等を活用する際は、責任体制を文書化するなどして明確にします。	福祉課 生涯学習課 学校教育課 教育総務課
児童の健全育成	児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源や主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPOなどの地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	福祉課 生涯学習課

青少年の健全育成	地域における青少年の活動拠点として、青少年教育施設を中心とした多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、各施設で実施する青少年向けイベントへの積極的な参加を促進します。	生涯学習課
学校施設等の開放などによる児童の居場所づくり	学校開放等による小中学校のグラウンド等の活用を進めるとともに、スポーツ少年団等の育成充実を図ることにより、児童の居場所の確保を図っていきます。	スポーツ推進課
主任児童委員又は児童委員の子育て家庭への支援	地域における児童の健全育成や虐待の防止などに関する子どもと子育て家庭への支援を、住民と主任児童委員及び児童委員が一体となって進めます。	福祉課
性の逸脱行動の問題点等に関する教育・啓発	性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進します。	健康増進課 学校教育課
いじめや不登校など問題行動への対応	いじめや少年非行、引きこもり、不登校などの問題行動に対して、地域や教師、PTA、行政等が連携して、地域社会全体で対処する体制づくりを行います。また、これらの問題に関する講演会の開催や啓発のための研修等に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 福祉課

目標4 快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します

①良質な住宅の確保

【施策の方向性】

子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、ファミリー向け公営住宅の供給や住宅の改善等の取組を推進します。

特に、小さな子どもがいる世帯に対しては、公営住宅に入居する際の資格を緩和したり、優先して入居させること等の実現に向け、積極的に検討を進めます。また、市外からの子育て世帯の移住・定住者に対して、住宅供給の支援及び促進を図っていきます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
ファミリー向け公営住宅の供給	多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け公営住宅等の供給の支援に努めるとともに、公営住宅の改善等の取組を推進していきます。	都市建設課
公営住宅への優先入居	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公営住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等を検討します。	都市建設課

②良好な居住環境の確保

【施策の方向性】

子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行います。

また、室内空気環境の安全性を確保する観点から、新築住宅への換気設備の設置及び有害物質の使用制限など、シックハウス対策を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
安全・安心な居住環境の整備	子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を推進します。	都市建設課

良好な住宅市街地の整備	利便性の高い市街地での居住を希望する子育て世帯のニーズの把握に努め、住民が安心して生活できる総合的なまちづくりを目指します。また、潟土地区画整理事業で整備された土地の有効利用を図っていきます。	都市建設課
シックハウス対策の推進	室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進するとともに、その情報提供の充実に取り組みます。	都市建設課

③安全な道路交通環境の整備

【施策の方向性】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、公共施設及びこれらに連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。生活道路等においては、歩道等を整備し、車両速度を抑制するための物理的デバイス等の設置を進めます。

また、妊婦等に配慮、優先して駐車できる駐停車場所の確保に努めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
子どもに配慮した公共施設の整備	バリアフリー法に基づき、駅、公共施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化について検討していきます。	都市建設課
安全・安心な居場所づくり、歩行空間の整備	事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を目指し、国土交通省の補助事業の優先的な実施を含めて取り組みます。	都市建設課

④安心して外出できる環境の整備

【施策の方向性】

妊産婦や乳幼児連れの人等全ての人が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関及び建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を進め、子育て世帯に対するバリアフリー情報の提供を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の促進	妊産婦や乳幼児連れの家族など、全ての人々が安心して外出できるよう、バリアフリー法に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等ハード面におけるバリアフリー化に取り組みます。	都市建設課
心のバリアフリーの推進	「心のバリアフリー」の啓発に取り組み、ソフト面からもバリアフリー化を推進します。	福祉課
公共施設等における子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に取り組みます。	都市建設課 福祉課
子育てバリアフリーに関する情報提供	各種のバリアフリー施設の整備状況など、子育てに関するバリアフリー情報の提供に取り組みます。	福祉課

⑤安全・安心なまちづくりの推進

【施策の方向性】

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、まずは、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組むとともに、各区等で防犯のために設置する防犯灯の整備を推進します。道路や公園等の公共施設については、繁茂した草木により防犯上の死角が生じないように留意するなど、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
犯罪等の防止に配慮した環境づくり	子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを目指し、各区等で防犯のために設置する防犯灯についてLED灯の整備を推進するとともに、既に設置してある防犯灯についてはLED化を推進します。道路、公園等の公共施設や居住の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り組むとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組みます。また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッター等の建設部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。	総務課 都市建設課

⑥子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策の方向性】

子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等と連携・協力し、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を実施するとともに、チャイルドシートの正しい使用について積極的に啓発を行い、また、ヘルメット着用など自転車の安全利用を推進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
交通安全教育の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上を図ります。また、地域活動における指導者を育成し、子どもを守る地域の取組を推進します。	総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する普及啓発活動を一層充実させるとともに、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ることでチャイルドシートを利用しやすい環境づくりに取り組みます。	総務課
自転車の安全利用の推進	交通安全教室において、自転車の安全利用の講習や広報活動を実施します。	総務課

目標5 子育てに関わるつながり・輪をつくります

①子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向性】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス等を効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターが中核となり、NPOや社会福祉協議会等の関係団体と連携して、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育て世帯に対する情報発信手段となっている子育て支援情報誌「あいこでしょ」(毎月1回発行)の市内保育所等への配布等により、子育てに関することや、子育て支援サービスの提供体制等について、最新情報の提供を積極的に行います。

また、子育て支援センターの機能を強化することにより、交流や情報・相談をより分かりやすく、気軽に利用してもらえることで子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
子育て支援サービス等のネットワークの形成	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターを中心に、NPOや社会福祉協議会、子育てサークル等子育て支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	福祉課
子育て支援サービス等に関する情報提供の充実	ホームページ、子育て支援情報誌「あいこでしょ」などを通じて、子育て支援サービス等に関する積極的な情報提供に努めます。	福祉課
子育てに関する意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル等と連携し、子育てに興味のある住民を対象として子育てセミナーを実施し、地域全体で子育てへの理解・協力を促進します。	福祉課

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【施策の方向性】

子どもを犯罪等の被害から守るため、①犯罪等に関する情報提供、②関係機関・団体との情報交換、③通学路等におけるパトロール活動、④防犯講習会の実施など、子どもの安全確保に向けた取組を地域全体で推進します。

安全パトロール等の実施に当たっては、地区防犯協会や市防犯組合等の関係機関と十分に連携・協力を図り、各区などの地域による自主的な活動を促進します。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
関係機関・団体との連携強化	警察, 学校, P T A, 家庭及び地域等との連携を強化し, 防犯啓発やパトロール活動を実施するとともに, 情報交換体制づくりを推進します。	総務課 生涯学習課
地域における自主防犯活動及び安全対策の推進	地域における防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また, 夏祭り等において実施している青少年育成のための防犯パトロール等の取組を更に拡充します。さらに子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を目指したイベントを開催し, 作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。	総務課 生涯学習課
防犯講習の実施	インターネットによる詐欺被害や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し, 関係機関と連携, 協力し, 防犯講習の実施を図ります。	総務課 学校教育課

③地域の交流と支えによる子育て支援

【施策の方向性】

子育て支援等に関する施策を実施するに当たっては、高齢者と若い親子が触れ合う「いきいきサロン」など、地域の高齢者等の参画を得るなどして世代間交流の推進を図ります。

また、関係機関等との連携を図りながら、各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等を利用するなど公共施設の有効活用を進めます。

【主な取組等】

事業名等	内容	担当課
世代間交流の推進	地域における子育て支援施策を実施するに当たって, 子育て支援センター, 各保育所・認定こども園等において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。	福祉課 介護長寿課
社会資源の活用	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間, 商店街の空店舗等の活用による, 各種子育て支援サービスの場を検討します。	福祉課 教育総務課
子育て支援員の養成	子育て支援に必要な人材確保のため国が示した「子育て支援員」の養成に向け, 関係者とも連携しつつ, 研修開催等に関して検討を行います。	福祉課

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

① 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行

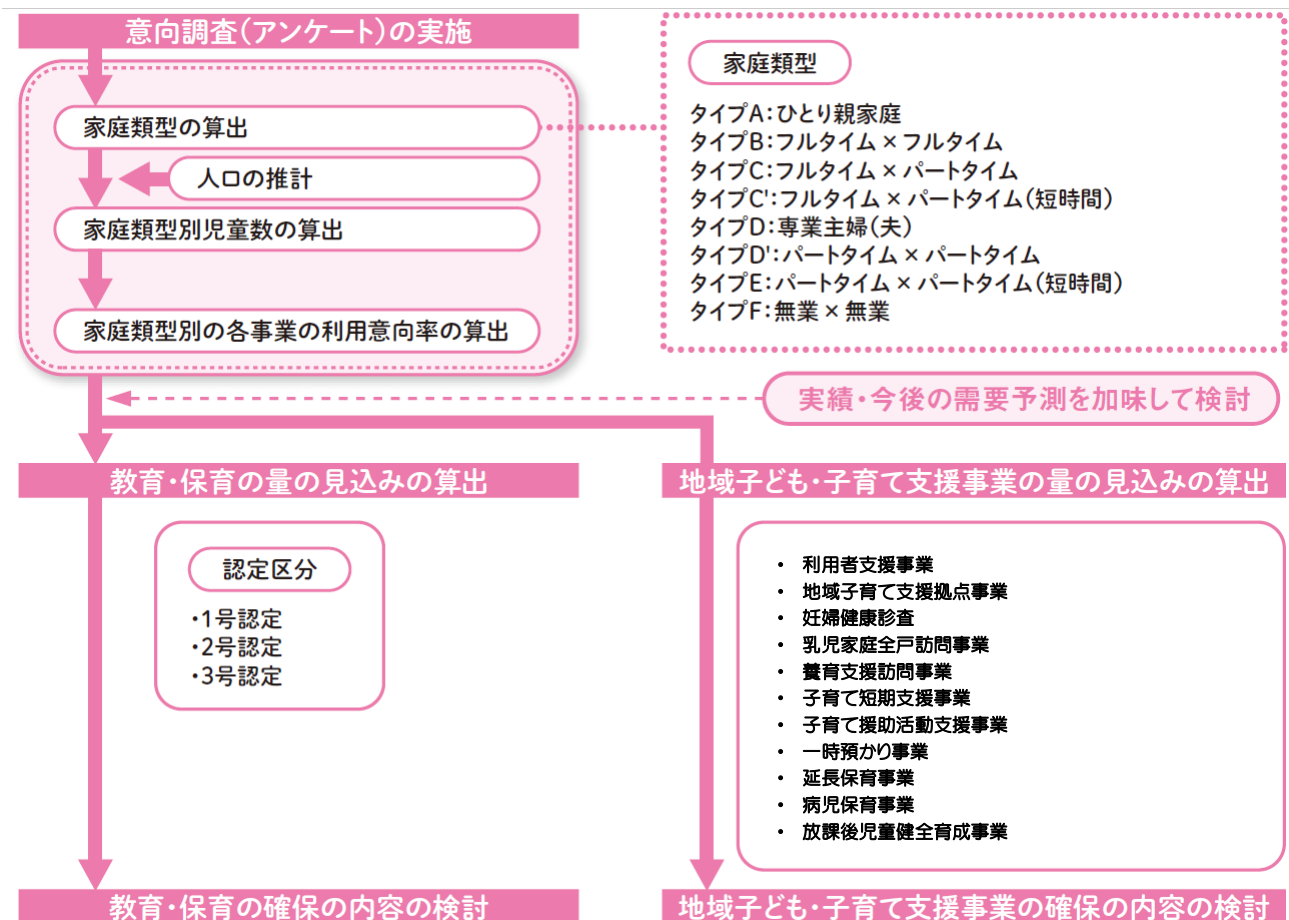
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

② 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、平成30年度に実施したニーズ調査を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

③ 量の見込みの算出手順

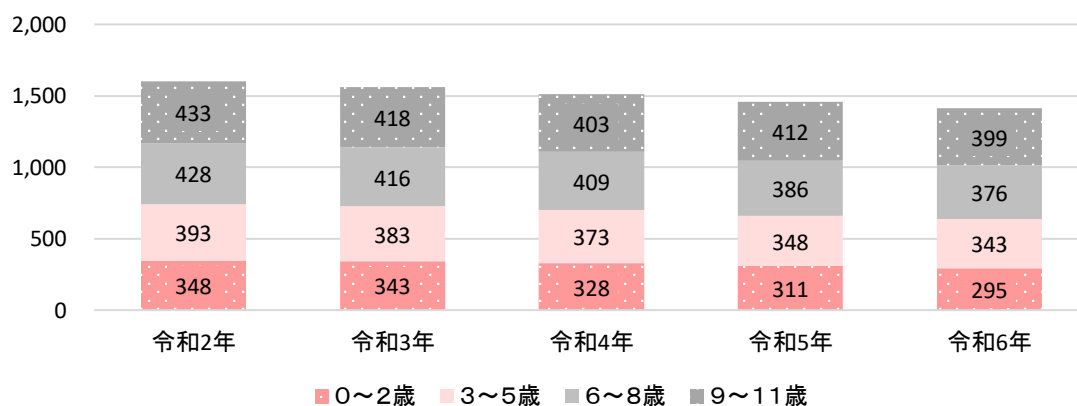


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳を基に、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

④ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	112	107	101	95	91
1歳	119	115	110	104	98
2歳	117	121	117	112	106
3歳	140	115	119	115	110
4歳	128	139	114	118	114
5歳	125	129	140	115	119
6歳	161	123	127	138	113
7歳	134	161	123	127	138
8歳	133	132	159	121	125
9歳	149	132	131	158	120
10歳	142	145	128	127	153
11歳	142	141	144	127	126
合計	1,602	1,560	1,513	1,457	1,413



2 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

阿久根市における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（認定こども園）が86人、2号認定（保育所・認定こども園）が255人、3号認定（保育所・認定こども園）が201人、合計542人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（認定こども園）（a）		99	96	94	88	86
【3～5歳】	1号認定	99	96	94	88	86
	2号認定（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
2号認定（保育所・認定こども園）（b）		292	284	277	258	255
【3～5歳】	保育ニーズ	292	284	277	258	255
3号認定（保育所・認定こども園）（c）		236	233	224	213	201
【0～2歳】	0歳児	64	61	58	55	52
	1-2歳児	172	172	166	158	149
2号認定（保育ニーズ）+3号認定		528	517	501	471	456
合計(a+b+c)		627	613	595	559	542

（1）1号認定の確保方策

1号認定は、認定こども園にて対応します。

令和6年度の確保方策は105人で、計画期間中の量の見込みの86人の確保は可能です。

1号認定（認定こども園）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	99	96	94	88	86
②確保方策(利用定員数)	105	105	105	105	105
認定こども園	105	105	105	105	105
②-①過不足	6	9	11	17	19

(2) 2号認定の確保方策

2号認定は、「認可保育所」，「認定こども園」で対応します。

令和6年度の確保方策は327人で、計画期間中の量の見込みの255人の確保は可能です。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	292	284	277	258	255
②確保方策(利用定員数)	332	332	332	327	327
認定こども園	52	52	52	52	52
認可保育所	280	280	280	275	275
②-①過不足	40	48	55	69	72

(3) 3号認定の確保方策

3号認定は、「認可保育所」，「認定こども園」で対応します。

0歳においては、令和6年度の確保方策は54人で、計画期間中の量の見込みの52人の確保は可能です。なお、令和5年度まで過不足が生じますが、弾力化運用により、量の見込みの確保は可能です。

1～2歳においては、令和6年度の確保方策は199人で、計画期間中の量の見込みの149人の確保は可能です。

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	64	172	61	172	58	166	55	158	52	149
②確保方策(利用定員数)	54	204	54	204	54	204	54	199	54	199
認定こども園	9	49	9	49	9	49	9	49	9	49
認可保育所	45	155	45	155	45	155	45	150	45	150
②-①過不足	-10	32	-7	32	-4	38	-1	41	2	50

(4) 保育利用率の目標設定について

3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値については、以下のとおり設定します。

①保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

保育利用率＝3号子どもに係る保育の利用定員数／満3歳未満の子どもの数全体

※満3歳未満の子どもの数全体については、ニーズ調査で使用した推計人口数

②保育利用率の目標値の設定

市町村は、令和6年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされています。

本市においては、計画当初の令和2年度からの5か年間の確保方策については、達成されるものと考えられ、①で算出した保育利用率の令和2年度の利用率である74.1%とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	258人	258人	258人	258人	258人
3歳未満人口	348人	343人	328人	311人	295人
保育利用率	74.1%	75.2%	78.7%	81.4%	85.8%
目標値	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、「基本型・特定型」、「母子保健型」ともに実施していません。
今後においては、「母子保健型」を令和2年度から1か所で実施する予定です。

【母子保健型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	-	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、一般型を2か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和6年度では、2,462人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。
子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	2,222	2,781	2,698	2,617	2,538	2,462
確保方策（人日）	2,222	2,781	2,698	2,617	2,538	2,462
施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、1,119人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	1,374	1,319	1,266	1,215	1,166	1,119
確保方策(人日)	1,374	1,319	1,266	1,215	1,166	1,119

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、91人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

乳児のいる家庭を保健師、民生委員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	110	112	107	101	95	91
確保方策(人)	110	112	107	101	95	91

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

現在、事業実績及び今後の実施計画はありませんが、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの結果も考慮し、養育支援訪問事業につなげていけるよう、検討を行います。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

【確保の方針】

現在、本市ではショートステイ及びトワイライトステイを実施する事業所はありませんが、ショートステイ事業は実施しており、利用者は市外の事業所を利用しています。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護の検討を行います。

【ショートステイ】	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	14	39	38	37	35	33
確保方策（人日）	14	39	38	37	35	33
確保方策（箇所）	0	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では幼稚園型2か所、幼稚園型を除く一時預かりは6か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、幼稚園型11,090人日、幼稚園型を除く一時預かりは986人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所などで保育に努めます。

【幼稚園型】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	11,561	12,023	11,783	11,547	11,316	11,090
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	計	11,561	12,023	11,783	11,547	11,316	11,090
確保方策(人日)		11,561	12,023	11,783	11,547	11,316	11,090
施設数(箇所)		2	2	2	2	2	2

【幼稚園型を除く】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		752	1,145	1,122	1,084	1,019	986
確保方策(人日)		752	1,145	1,122	1,084	1,019	986
施設数(箇所)		6	6	6	6	6	6

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えた場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では8か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和6年度では、184人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。
就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	187	186	186	185	185	184
確保方策(人)	187	186	186	185	185	184
施設数(箇所)	8	8	8	8	8	8

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、医療機関との協議及び連携を図り、施設整備を含め検討し、令和6年度までの実施を目指します。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	-	1,164	1,140	1,101	1,035	1,002
確保方策(人日)	-	-	-	-	-	1,002
確保方策(箇所)	-	-	-	-	-	1

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本市では9か所において実施しており、令和2年度から1施設増加します。なお、計画最終年の令和6年度では、316人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子供教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	340	341	334	327	321	316
1年生	82	81	63	65	74	61
2年生	81	68	82	63	68	75
3年生	65	67	68	82	65	68
4年生	52	43	38	38	44	34
5年生	40	41	42	37	35	43
6年生	20	41	41	42	35	35
確保方策(人)	315	345	345	345	345	345
施設数(箇所)	9	10	10	10	10	10

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園，保育所でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ，幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

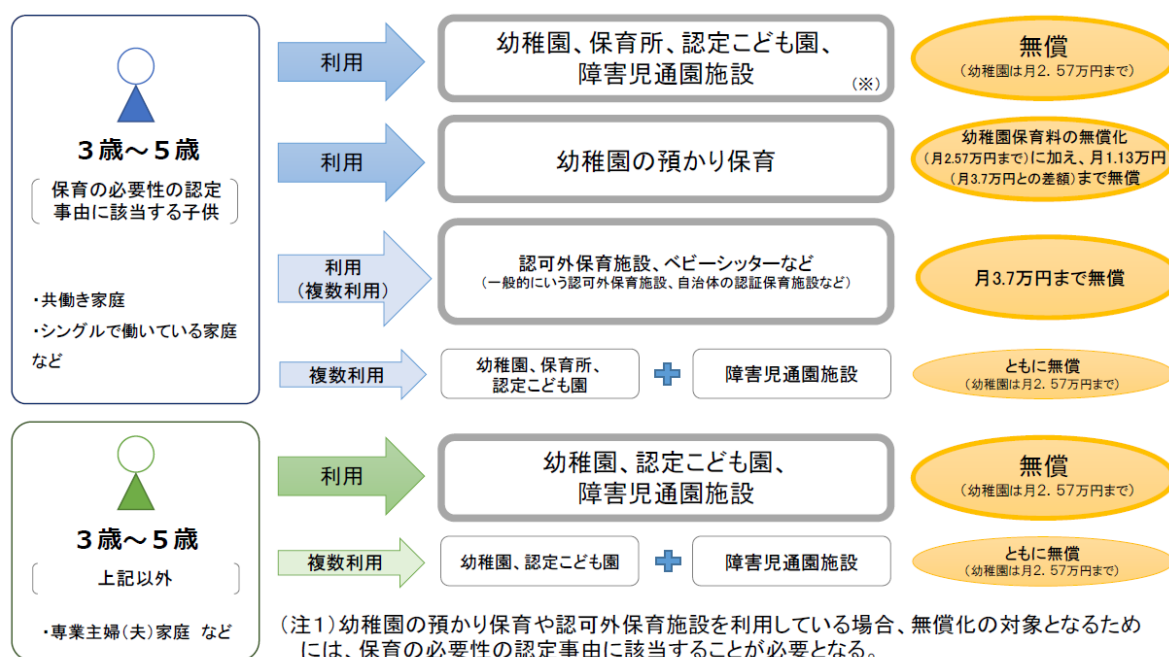
特定教育保育施設においては，幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領，学習指導要領についての理解を深めるとともに，研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ，市内の施設全体として，小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み，国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため，子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により，従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた認定こども園，保育所等の保育料が無償化されるほか，これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設，幼稚園型預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ，本市では，子育てのための施設等利用給付の給付申請については，保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し，各利用施設において取りまとめを依頼するとともに，施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また，特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については，施設等の所在，運営状況，監査状況等の情報提供，立入調査への同行，関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ，鹿児島県との連携や情報共有を図りながら，適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

7 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、全ての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

② 社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

③障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、p40～41 に示す各施策（第4章 子ども・子育て施策の展開）を連携し、総合的に推進します。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

（4）子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取組を推進します。

8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの**約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、市内小学校区の9学校区のうち、8校区9施設で行っています。

(放課後子供教室)

地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本市内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本市においては、放課後児童クラブの事業は福祉課、放課後子供教室の事業は生涯学習課で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、生涯学習課と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議の上、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子の把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズに合った開所時間の把握と設定に努めます。

(9) 各放課後児童クラブが、新・プラン3④※に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 新・プラン3④※に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

本市が発行している広報誌等により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

※新・プラン3④（国全体の目標）：放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ライフ・ワーク・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

(2) 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、認定こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

①行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議と庁内のネットワークの構築により、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映しつつ、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

②家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有することから、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めるための環境づくりが必要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参加します。

③地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

④企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できることが可能となるよう、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参加します。

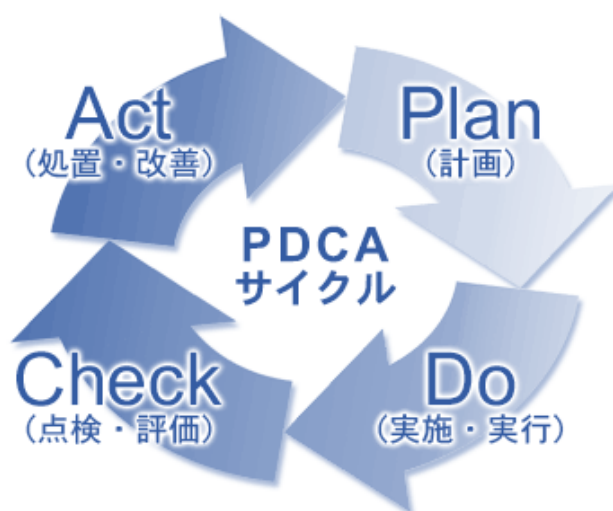
⑤各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の進行管理

この計画 (Plan) の達成状況 (利用定員数や施策取組) を得るためには、計画に基づく取組 (Do) の達成状況を継続的に把握・評価 (Check) し、その結果を踏まえた計画の改善 (Act) を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議に当たった「阿久根市子ども・子育て会議」において、毎年度の進捗状況について審議し、その結果を公表し、適時、取組の見直しを行っていきます。



第7章 資料編

1 阿久根市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 25 号

改正 平成 29 年 3 月 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 本市における、子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、阿久根市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(事務)

第 7 条 子ども・子育て会議の事務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年阿久根市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則（平成 29 年 3 月 条例第 4 号抄）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 阿久根市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	所属	氏名
1	学識経験者	鹿児島大学教育学部准教授	金 娟鏡
2	医療関連代表	しみずこども医院院長	清水 貴士
3	食育機関代表	食生活改善推進協議会会長	大田 美智子
4	児童福祉関係団体	社会福祉協議会事務局次長	川原 泰博
5		民生委員児童委員協議会会長	井上 浩一
6		主任児童委員	榎園 すま子
7	子育て関係者代表	市PTA連絡協議会会長	野田 文徳
8		保護者代表(あくね園)	川畑 輝薫
9		保護者代表(阿光保育園)	濱邊 智美
10		保護者代表(おりた保育園)	前平 真澄
11		保護者代表(みなみ保育園)	野田 隼平
12	保育所・認定こども園代表	蓮華保育園園長	飯尾 章寛
13		認定こども園阿久根めぐみこども園園長	興水 基
14	学校長	阿久根中学校長	京田 勇治
15		田代小学校長	下川床 光浩
16	関係行政機関	阿久根市副市長	春原 善幸
17		阿久根市教育長	中野 正弘
18		出水保健所保健係長	松田 優子
19		学校教育課長	小園 俊介
20		健康増進課長	児玉 秀則

3 用語集

数字

1号認定

満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。

2号認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合。

3号認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合。

あ行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月に達するまで休業期間を延長することができる。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業。

医療的ケア児

たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。

延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

教育・保育施設

子ども・子育て支援法，認定こども園法，学校教育法，児童福祉法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園等をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病，出産，看護，事故，災害等の社会的事由により，家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合，その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより，一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体，事業主，国民の責務を定めるとともに，子ども・子育て支援給付として，手当や教育・保育の給付について規定されている。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが，2005（平成17）年には1.26となり，過去最低を記録した。2017（平成29）年は1.43となったが少子化傾向は続いている。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし，事業所内の施設において，事業所の従業員の子どものほか，地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

施設型給付

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付をいう。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6 ～ 19 人）を対象にきめ細かな保育を行う。

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

次世代育成支援対策地域行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、1 歳に満たない者を「乳児」、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童虐待

親またはその他の養育者の作為または不作為によって、18 歳以下の子どもに対して起きる虐待やネグレクトなどの行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置

その他の保護者としての監護を著しく怠ること，④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力，その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと，と定義されている。

児童相談所

各都道府県，指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが，都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待，育児，健康，障害，非行など，子どもに関する様々な相談などに応じ，必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置，子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに，次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として，日本国内に居住している者が，児童を監護し，生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て，現在は中学校修了前までの児童に支給される。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする，児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として，「すべて国民は，児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は，児童の保護者とともに，児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し，その理念のもと，18歳未満の児童に対する福祉施策のため，児童福祉審議会，児童福祉司，児童委員，保育士，福祉の保障，事業，養育里親及び施設，費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき，又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに，その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが，一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また，受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは，手当の全部又は一部が支給停止される。

た行

地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

特定教育・保育施設

市町村長から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

な行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。（→無認可保育所）

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は行

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行し、施設型給付を受けて運営する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行した幼稚園を利用する場合は支給認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は支給認定を受ける必要はない。）。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

利用者支援事業（母子保健型）

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施する事業。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

※裏表紙

第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 阿久根市（福祉課）
〒899 - 1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地
TEL 0996 - 73 - 1211